

令和元年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和元年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月10日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村一般会計補正予算（第6号）〕
日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕
日程第 11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）〕
日程第 12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）〕
日程第 13 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）〕
日程第 14 議案第 1号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15 議案第 2号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16 議案第 3号 財産の取得について
日程第 17 議案第 4号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第1号）
日程第 18 議案第 5号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 19 議案第 6号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 20 議案第 7号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 21 議案第 8号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 22 議案第 9号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第23 一般質問

- 6番 中塚 礼次郎
（1）少子化・人口減少対策となる移住・定住促進について
（2）認知症予防対策として、中等度難聴者を含む加齢性難聴者への補聴器補助制度について
3番 松澤 文昭
（1）大規模災害に対する村の防災体制についてPART3
7番 桂川 雅信
（1）地下水保全条例を制定し、村内の地下水資源の保全を急ぐべき
（2）ミニ開発（開発事業の調整に関する条例から除外される開発行為）について、地域環境と村民の住環境を守る立場から条例改正あるいは指導要綱を制定すべきではないか
（3）土砂災害が発生しても犠牲者を一人も出さないために、村民への警戒レベルと避難行動に関する啓蒙活動を強化すべき
行政から避難指示が発表される前でも、可能な限り村民が降雨情報を見て判断できる程度にまで啓蒙活動は徹底すべき
（4）本年度のハザードマップ作成を、対象地域では住民参加型にして実効性のあるマップづくりをしてはどうか
（5）持続可能な開発目標（SDGs）と来年度予算要求への取組について
（6）財務省財政制度等審議会の建議に市町村長会としての反論をするべきではないか

- 1番 片桐 邦俊
（1）中川村農業振興のための関連事業について
（2）村内の交通安全対策について

- 5番 松村 利宏
（1）総合計画について
（2）防災・減災、初動対応について

出席議員（10名）

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 片桐邦俊 |
| 2番 | 飯島寛 |
| 3番 | 松澤文昭 |
| 4番 | 大原孝芳 |
| 5番 | 松村利宏 |
| 6番 | 中塚礼次郎 |
| 7番 | 桂川雅信 |
| 8番 | 柳生仁 |
| 9番 | 鈴木絹子 |
| 10番 | 山崎啓造 |

説明のために参加した者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 会計管理者 | 半崎節子 | 住民税務課長 | 村澤ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 振興課長 | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長 | 松澤広志 |

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和元年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年6月10日 午前9時00分 開会

○事務局長
ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議長
おはようございます。（一同「おはようございます」）
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年6月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長
改めまして、おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたりご多用のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。
季節は、新緑がまぶしい時期から、入梅をしたようでありまして、これから本格的な夏へと移行しようとしております。
冬が暖かく、昨年と同じように早い春を迎えるものと思っておりましたところ、3月下旬から4月にかけては、氷点下となる低温に加えまして、4月10日には今冬一番の積雪に見舞われたところでもあります。桜の開花がおくれるだけでなく、樹木の倒木、枝折れなどが原因で東部地域にしまして2日間の停電があったばかりではなく、4月27日の強い霜によりましてリンゴ、梨、梅及び柿などの果樹の結実にも大きく影響しまして、果樹を中心に被害総額1,980万円と推定をしておるところであります。小梅の村一番の生産者にお聞きをしました。例年の20%ほどの収穫量しかないということで、これからの大梅の収穫にも期待が持てないと、落胆が隠せない様子でありました。上伊那北部の伊那市、箕輪町でも被害が大きく、毎年の降霜対策についても今後考えていかなければならないと思っっている次第であります。
令和の時代が始まりましたが、内閣府の月令経済報告5月によりますと、総評として「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」として、先行きは「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」と。ただし、米中の貿易摩擦、関連する中国経済の先行き、EU含む海外経済の不確実性、金融資本市場の変動など、留意が必要というふうに述べております。日本も世界も、景気の減退からこれから悪化に向かっていく、こういう懸念が強くなっておる所かと思います。
アルプス中央信用金庫が伊那谷経済動向につきまして、また中小企業景気レポートというものを四半期ごとに出しております。4月のレポートによりますと、「よかった」とする企業、景気でありますけれども、上伊那地区内の状況を総合的に見てどうだということではありますが、「よかった」とする企業は20.1%、前期が24%、「悪かった」

とする企業は40.2%、前期が25.1%と19ポイントの下降でありまして、業況感は大
きく落ち込んだというふうに記されておりました。この調査は、それぞれの業種ご
との調査をもとにしまして総合判断しておりまして、地元の上伊那でも景気後退が少
ずつ出てきているのかなあということと、来期の見通しについても今期とほぼ同様の
悪化の幅を予想しておるといようなことでございます。

5月の末に米国大統領が日本を訪問いたしました。日米2国間貿易をめぐって、自
動車部品及び完成品など、米国への輸出品に係る関税額の引き上げと米国産農産物の
輸入につきましてT P P以上の譲歩を迫られるのではないかと心配をしております。
8月以降に交渉結果が先送りをされましたけれども、この心配は依然として強く残っ
ておるところであります。

新しい会計年度になり二月が過ぎましたが、この間、各分野の事業報告と決算、令
和元年度の事業計画と予算案を検討する総会が次々に行われ、決定をしております。
新年度事業がスタートする一方で、平成30年度事業の繰越し事業としまして、
役場非常用電源装置更新、小中学校3校の教室エアコン設置事業、担い手確保・経営
強化支援事業による農業機械等の導入、陣馬形の森公園駐車場整備事業、大草中央線、
谷田黒牛線など3路線の改良工事等がありますが、予定工期内の完成を目指しまして
事業を進めております。5月には記録的な暑さを経験しまして、小中3校のエアコン
設置事業につきましては、早く整備することが望まれますけれども、6月末の完成を
目指して、今現在、工事を着々と進めておるところであります。夏休み前の暑さがピー
クに達するまでには、快適な環境で学習ができるものと想像をしておるところであり
ます。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、平成30年度村一般会計の繰越しとな
りました事業の繰越明許費繰越計算書及び中川村土地開発公社の経営状況についてご
報告をさせていただきます。加えまして、中川村税条例の一部を改正する条例ほか2
つの条例の一部改正及び平成30年度一般会計補正予算を初めとする5つの特別会計
補正予算並びに水道事業会計補正予算を専決処分いたしましたので、合計10本の専
決処分について報告をさせていただきます。

議案につきましてですが、条例の一部改正、これが2件、巡回バスの購入をいたし
ましたので財産取得議案、これが1件及び令和元年度の一般会計、特別会計の補正予
算案5議案と水道事業会計補正予算1議案の合計9議案についてご審議をいただきま
す。

何とぞ慎重なご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。議
会開会のごあいさつとさせていただきます。

○議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会議事規則第127条の規定により9番 鈴木絹子
議員及び1番 片桐邦俊議員を指名します。
日程第2 会期に決定についてを議題とします。
本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

○議会運営委員長 この際、議会運営委員長の報告を求めます。
(大原 孝芳) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。
皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日
6月10日から14日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は承認第1号から承認第10号までの承認案件につきまして
上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までお願いいたします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般議案、議案第4
号から議案第9号までの各会計補正予算につきましても上程から提案理由の説明、質
疑、討論、採決までお願いします。

引き続き一般質問を行います。
11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。
一般質問終了後、全員協議会を行います。

12日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中
で審査をお願いします。

13日は議案調査とします。
最終日の14日は午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、
質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、
討論、採決を行っていただく予定です。

また、追加議案がある場合は、当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、
質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただきノーネクタイ、上着自由
としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここに願
いしまして、報告とさせていただきます。

○議 長 お諮りします。
本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月14日までの5日間
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定し
ました。

日程第3 諸般の報告を行います。
まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきまし
たので、ごらんいただき、御了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された全国知事会の「米軍基地負担に関する提
言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見
書、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求
める意見書、J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める要望書については、内
閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第 1 号及び報告第 2 号について説明を求めます。

なお、報告第 2 号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

まず、報告第 1 号の説明を求めます。

それでは、報告第 1 号 平成 30 年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成 30 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）に定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告します。

裏面、繰越明許費繰越計算書をごらんください。

2 款 総務費、庁舎管理費は、役場庁舎の非常用電源設備の湯庫の増設工事で、当初計画していた重油発電機が調達できなくなったことから軽油タンクの増強に設計変更したため、工事費及び管理業務の 1,863 万円を繰り越しました。

6 款 農林水産業費、農業振興事業は、申請していた県補助金が採択となったことから、担い手確保・経営強化支援事業の補助金と村の農業担い手支援事業補助金との 4,715 万 2,000 円を翌年度に繰り越して施行するものです。

同じく 6 款 農林水産業費、国土調査事業は、このところ進んでいなかった地籍調査の最終段階の業務について県の補助金が採択されましたので 350 万 5,000 円を翌年度に繰り越して地籍調査促進緊急対策事業を行うものです。

7 款 商工費、観光施設管理事業は、陣馬形の森公園のトイレと駐車場の工事について支障となる電柱の移転工事が災害による全国的な需要の集中でおくれたため、合わせて 2,020 万 2,896 円を繰り越しました。

8 款 土木費、村道維持管理費と村道新設改良事業は、飯沼上の平線ほかの全 5 路線で設計及び工事内容の変更に時間を要したことにより合計 1 億 1,775 万 1,400 円を繰り越したものです。

10 款 教育費、東小学校管理費、西小学校管理費及び中学校管理費は、教室エアコン設置事業が全国的な需要の集中のために年度内で完了できなかったため、工事費及び管理業務の合計 6,804 万 4,000 円を繰り越したものです。

11 款 災害復旧費、林道施設災害復旧事業は、林道四徳東線の災害復旧工事ですが、現地に通じる県道が冬季閉鎖となる前に事業を完了することができないため、工事費及び測量設計業務の合計 1,502 万 3,800 円を繰り越しました。

翌年度繰越額の合計は 2 億 9,030 万 8,896 円となります。

以上、報告いたします。

○総務課長

次に、報告第 2 号の説明を求めます。

○建設水道課長 報告第 2 号 中川村土地開発公社の経営状況について。

地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、平成 30 年度の事業報告及び決算並びに平成 31 年度の事業計画及び予算について、過日、理事会におきまして承認いただいている旨をご報告申し上げます。

なお、今年度の事業計画及び予算については、日程上、元号の表示が平成となっていますので、御承知おきください。

詳細につきましては、場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕
及び
日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、認定第 4 承認第 1 号及び日程第 5 承認第 2 号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 専決第 1 号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が 3 月末に公布され、それに伴い中川村税条例等の一部を改正する条例を 3 月末で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

なお、改正条例は、第 1 条から第 5 条までの集合条例となっています。

例規集は第 1 巻 1751 ページからお願いいたします。

改正内容につきましては、お手元に A 3 横版の資料 1 をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、ふるさと納税制度の見直し、住宅に対する税制上の支援拡充、軽自動車税車体課税の見直し、大法人の電子申告に対する宥恕措置が主なものとなります。

それでは資料に沿ってご説明申し上げます。

最初に中川村税条例等の一部を改正する条例、第 1 条 中川村税条例の一部改正で
ございます。

税条例第 34 条の 7 は、自治体に対する寄附金で総務大臣が定める基準に適合する

特例控除対象寄附金、ふるさと納税について住民税の公助の対象とする規定の整備を行うものでございます。

税条例附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る住宅ローン控除の控除期間を3年延長等の措置についての改正でございます。

第7条の4は、寄附金税額控除の上位法令の改正に伴う適用条項の変更。

第9条、第9条の2は、ふるさと納税に係る住民税控除の所要の規定の整備を行うものでございます。

第10条の2、第10条の3は、法律改正に合わせて項ずれの修正、整備を行うものでございます。

第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものの第1段階であり、車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽自動車について税率を重くする重課を平成31年度に限ったものとし、電気自動車や燃費性能等により税率を軽減する軽課を平成29年度分について削除するものでございます。

第16条の2は、前条改正に伴う字句の修正になります。

続いて、第2条 中川村税条例の一部改正でございます。

第36条の2は、住民税申告書記載事項の簡素化について規定するものでございます。

第36条の3の2、3の3は、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項へ追加される改正でございます。

第36条の4は、第36条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

税条例附則第15条の関係は、軽自動車を取得したときに課税される環境性能割についての改正となります。

税条例附則第15条の2は、消費税引き上げに伴う需要平準化により平成31年10月1日から平成32年9月30日の間に取得した電気自動車等及び平成32年燃費基準プラス10%達成車の環境性能割の非課税の新設でございます。

附則第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

附則第15条の6は、電気自動車及び燃費基準達成車以外の車の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

第16条、第16条の2は、軽自動車税のグリーン化特例の段階的な改正の第2段階で、重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課を新設するものでございます。

続いて、第3条 中川村税条例の一部改正をお願いいたします。

第24条は、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当を受給しており前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする改正でございます。

税条例附則第16条、第16条の2は、軽自動車税のグリーン化特例の段階的な改正の第3段階で、平成34年度分及び平成35年度分の軽課対象を電気自動車等に限った

上で新設するものでございます。

続いて、第4条は、平成28年条例第12号 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。重課に係る字句の修正等になります。

続いて、第5条は、平成30年条例第14号 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。大法人に対する電子申告の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障や災害等により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日となります。

ただし、附則第1条各号の規定は、当該各号に定める日から施行となりますので、資料右側の施行期日欄にそれぞれ記載いたしました施行日をごらんください。

また、経過措置につきましては、附則第2条 村民税に関する経過措置以降をごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、専決第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が3月末に公布され、それに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月末で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

例規集は第1巻2051ページからとなります。

お手元にA3横版、資料2をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げとそれに準ずる引き上げ、軽減判定に係る算定基礎額の引き上げでございます。

課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額を58万円から61万円へ引き上げ、軽減措置による軽減後の税額の上限も同様に引き上げるものでございます。

また、低所得者の負担軽減措置について対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を5割軽減の対象となる世帯は27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯は50万円から51万円に引き上げ、軽減の対象者を拡大いたします。

施行期日は平成31年4月1日となります。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず、承認第1号の採決を行います。
 本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。
 次に、承認第2号の採決を行います。
 本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。
 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
 [中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について]
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○保健福祉課長 専決第3号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
 新旧対照表は裏面に付けてありますので、あわせてごらんください。
 例規集は2巻の867ページからです。
 本案は、平成31年3月28日に専決処分しましたので承認を求めるものです。
 内容は、介護保険の住民税非課税世帯の保険料率について、消費税率10%への引き上げに合わせて国が軽減強化を行うものです。
 令和元年度は10月以降の消費税率引き上げによる財源で実施するため、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分とするものです。
 施行期日は平成31年4月1日からとし、令和元年度の保険料から適用するものです。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。
 お諮りします。
 日程第7 承認第4号から日程第13 承認第10号までの承認案件7件につきましては、平成30年度の補正予算であり関連があるますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 異議なしとも認めます。したがって、
 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村一般会計補正予算(第6号)]
 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)]
 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)]
 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)]
 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
 [平成30年度中川村水道事業会計補正予算(第4号)]
 以上の7件を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○副 村 長 それでは初めに、承認第4号 平成30年度中川村一般会計補正予算(第6号)についてご説明をいたします。
 今回の補正は、平成30年度の最終執行見込みにより予算の調整を行い、3月29日付で専決処分を行ったものであります。
 第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に2,026万8,000円を追加し、総額を36億4,566万8,000円とするものであります。
 第2条 繰越明許費の補正は第2表により、第3条 地方債の補正は第3表によるものであります。

1 ページ以降、第 1 表 歳入歳出予算補正に款項別の補正額及び補正後の予算額を記載してございますので、ご確認をお願いします。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

6 ページをごらんください。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、報告第 1 号でご説明をした翌年度に繰り越しとなった事業の繰越明許費の変更で、補正額は記載のとおりであります。

7 ページ～8 ページの第 3 表 地方債補正は、計画した各事業の事業費が確定したことにより限度額を変更するもので、全体で 3,230 万円の減額であります。

なお、8 ページ下段の臨時財政対策債につきましては、今年度も借入れを行わないこととしたため廃止するものであります。

歳入歳出補正予算の内訳は、9 ページから事項別明細書をごらんください。

なお、今回の最終執行見込みにより不用額の減額が主な内容でございますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

初めに歳入についてご説明をいたします。

11 ページ 1 款 村税は最終収入見込みによる追加で、村税が個人、法人、合わせて 290 万 5,000 円、固定資産税 199 万 4,000 円、軽自動車税 17 万 6,000 円、村たばこ税 86 万 2,000 円の増で、全体で 593 万 7,000 円の増であります。

12 ページ以降の国の譲与税及び交付金はそれぞれ交付額の確定による増額の補正で、2 款 地方譲与税は地方揮発油譲与税が 39 万 7,000 円、13 ページの 3 款 利子割交付金は 23 万 5,000 円、14 ページ配当割交付金は 76 万 1,000 円、15 ページ株式等譲渡所得割交付金は 138 万 8,000 円、16 ページ自動車取得税交付金は 196 万 9,000 円の増であります。

17 ページ 12 款の地方交付税は特別交付税の交付額の確定により 3,157 万 2,000 円の増額となり、普通交付税と合わせた 30 年度の交付税総額は 17 億 5,956 万 1,000 円で、昨年度と比較いたしますと 776 万 4,000 円の減であります。

18 ページ交通安全対策特別交付金は、30 年度は交付がなかったため全額を減額いたします。

19 ページ 14 款 分担金及び負担金の分担金、農林水産業費分担金は事業費の確定に伴う地元分担金の補正で、県営事業は農村災害対策整備事業が 97 万 3,000 円の減、団体営事業は農地耕作条件改善事業西原地区が 4 万 6,000 円の増であります。

民生費の負担金は保育料受託保育、老人施設入所者負担金等の収入見込みによる補正で 335 万 3,000 円の増であります。

20 ページ～21 ページの使用料及び手数料は収入見込みによる補正で、全体で 181 万 2,000 円の増。

22 ページ～23 ページの国庫支出金は、それぞれ事業に係る負担金、補助金、委託金の額の確定による補正で、全体では 522 万 3,000 円の減となっております。

24 ページ～26 ページの県支出金も同じく交付額の確定によるもので、全体で 644 万 2,000 円の増であります。この中で 25 ページの災害復旧費の林業施設災害復旧事業補

助金が 955 万 9,000 円と大きく増額となっておりますが、これは、昨年 7 月に発生をしました林道四徳東線の林道災害が激甚災害に指定をされ、補助率が 55%から 93%に増工されたことによる増額であります。

27 ページ財産収入は、土地・建物の貸し付け、基金利子、立木の売り払い、太陽光発電の売電等の収入で、全体で 485 万 3,000 円の増であります。立木の売り払い収入は、七久保三木の村有林の立木の売り払いで、売り払いの収入合計は 461 万 7,000 円であります。

29 ページ諸収入は、いずれも収入実績による補正で、全体で 16 万 1,000 円の減であります。内訳につきましては記載のとおりであります。

31 ページ 23 款 村債は、第 3 表 地方債補正でご説明をした地方債の変更に伴うもので、全体で 3,230 万円の減額であります。

歳入については以上であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

33 ページからごらんください。

1 款 議会費は不用額の更正減で 55 万 3,000 円の減額。

34 ページ総務費も総体的に最終執行見込みによる不用額の更正減で、一般管理費は 362 万 3,000 円の減。

35 ページ文書広報費は 278 万 6,000 円の減。

財産管理費は 574 万円の減額であります。

36 ページ～38 ページの企画費は、人件費のほか、村づくり事業関係費、村発足 60 周年の記念事業費、地域おこし協力隊の関係費、地方創生事業関係の補助金、お試しシェアオフィスの運営経費等の更正減で、全体で 733 万 6,000 円の減額であります。

以下、38 ページの村営バス運営事業から 40 ページの戸籍住民基本台帳費まで、執行見込みによる更正減であります。

41 ページの県議会議員一般選挙費は 7 万円の増額であります。県の委託金が増額となったため、予算の調整を行い、老朽化した記載台の更新を行ったものであります。

続いて 42 ページ 3 款の民生費であります。社会福祉総務費は 1,328 万 6,000 円の減であります。主なものは障害者支援事業の扶助費 1,109 万円で、給付対象者や施設入所者の死亡、転出等があったことにより大幅な減額となっております。

43 ページ国民健康保険費の 84 万円の減は、国保特別会計繰出金の額の確定による減額であります。

02 老人福祉費は全体で 560 万 9,000 円の減額であります。主なものは、老人福祉事業の各種補助金が 98 万円の減、介護慰労福祉金等の扶助費が 114 万 9,000 円、介護保険事業は特別会計繰出金が 180 万 3,000 円の減等であります。

44 ページ児童福祉費は 577 万 4,000 円の減で、主なものは、児童福祉費の扶助費、児童手当が 250 万 5,000 円の減、保育所費は臨時保育士、調理員の賃金、需要費等の減により 178 万円の減、子育て施設の支援事業は LED 化等でチャオ全体の電気料が減少したことにより負担金 50 万 6,000 円の減等であります。

46 ページ～48 ページの 4 款 衛生費は全体で 238 万 4,000 円の減額であります。46 ページの保健衛生総務費の中で母子保健事業、償還金、利子及び割引料 1 万 2,000 円の追加は過年度分の未熟児養育医療等国庫負担金精算金の確定により増額となるものであります。

水道事業費の負担金 47 万円は村営水道の遠距離給水工事に係る負担金で、対象となる工事が発生をしたため追加をしたものであります。

続いて 49 ページの 6 款 農林水産業費であります。農業費は 507 万 2,000 円の減額で、主なものは、農業振興事業の補助金が 99 万 2,000 円の減、鳥獣被害防止対策事業の補助金が 180 万円の減で、これは主にニホンジカとニホンザルの捕獲頭数が計画頭数より減少をしたためであります。

50 ページの農地費は 192 万 9,000 円の減額であります。主なものは、農業集落排水事業費の農集排特別事業会計への繰出金の 200 万円の減、農村災害対策整備事業は昨年度の県営千人塚ため池整備事業費の確定により中川村分の負担金 9 万 1,000 円を追加するものであります。

51 ページ林業費は全体で 166 万 5,000 円の減額で、林業振興事業の委託料補助金の減等が主なものであります。

52 ページ 7 款 商工費であります。全体で 348 万 9,000 円の減額で、主なものは、商工振興事業の補助金、村制度資金保証料・利子等の補給金が 205 万 3,000 円の減、観光費は陣馬形の森公園整備事業費、地場センター管理費、望岳荘施設等検討委員会関係費等の減により 143 万 3,000 円の減であります。

続いて 54 ページの 8 款 土木費であります。道路橋梁費は全体で 551 万 6,000 円の減で、主なものは道路橋梁総務費の賃金、委託料等の減であります。

道路維持管理費は、村単工事測量業務委託料、ずく出し協働事業補助金等の減と社会資本整備交付金事業の減による上伊那広域連合負担金の減により 168 万円の減額であります。

55 ページ橋梁管理費は、社会資本整備交付金による橋梁修繕事業の減により 210 万円の減。

都市計画費は 903 万 7,000 円の減額であります。主なものは公共下水道事業特別会計繰出金の減であります。

57 ページ消防費は、非常備消防費、消防士施設費、水防費、合わせて 109 万 8,000 円の減。

58 ページからの教育費も総体的に最終執行見込みによる更正減で、教育総務費は事務局費、教員住宅管理費、学校給食費、合わせて 193 万 5,000 円の減。

59 ページからの小学校費は、学校管理費、教育振興費、合わせて 452 万 4,000 円の減であります。その中で、東西小学校管理費、中学校にもございますが、委託料の防火設備定期点検報告業務の減額がございますが、これは校舎の防火扉の点検業務で、昨年度、国の補正予算により各自治体で学校教室エアコンの設置工事の設計業務が一斉に発注をされたため、当村に限らず、業務にかかわる建築設計士及び設備業者等に

よる年度内での点検実施が困難となり、令和元年度当初において実施をすることとしたため減額をするものであります。

61 ページ中学校費は 442 万 3,000 円の減額であります。学校管理費の委託料は先ほど申し上げた関係、それから教育振興費の備品購入費 241 万 7,000 円の減は、昨年度タブレット型パソコン 30 台を購入いたしました。その関係、それから教材備品等が入札等により当初見積もりより安価で購入できたため不用額を減額するものであります。

62 ページからの社会教育費は、社会教育総務費から文化施設管理費まで不用額の更正減により全体で 252 万 7,000 円の減額。

保健体育費は 8 万 2,000 円の減額であります。

66 ページ 11 款の災害復旧費は、農林施設、公共土木施設ともに工事発注契約実績により不用額を減額するもので、全体で 557 万 4,000 円の減。

68 ページ公債費は、一時借入金利子分 2,000 円分の追加であります。

最後に、収支の差額分 1 億 1,560 万 8,000 円を予備費に追加をし、予算の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長

それでは、専決第 5 号 平成 30 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 2,527 万 2,000 円を減額し、予算の総額を 4 億 5,37 万 8,000 円とするものです。

今回の補正は事業の実績に合わせるものでありますので、要点のみ説明させていただきます。

国 6 ページからの歳入ですが、国税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて 511 万 8,000 円の減となります。

国 7 ページの国庫支出金は、財政調整交付金が 17 万 3,000 円の減となります。

国 8 ページの県支出金は、保険給付費等交付金が 1,917 万 7,000 円の減となります。

国 9 ページの繰入金は、一般会計からの繰入金が出産育児一時金の減少により 84 万円の減となります。

続いて国 11 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から国 20 ページ 8 款の諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

国 21 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、専決第 6 号 平成 30 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 450 万円を減額し、予算の総額を 6 億 3,850 万円とするものです。

介 5 ページからの歳入ですが、保険料は、第 1 号被保険者の介護保険料の見込みが確定し 14 万円の増となります。

続いて介6ページの国庫支出金は、調整交付金と地域支援事業費の額が確定したことによるもので、全体で242万7,000円の増となります。

介7ページの県支出金は、地域支援事業費の額が確定したことによるもので46万円の増となります。

介9ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費及び事務費等が確定したため180万5,000円の減となります。

また、介護サービス給付費の増に伴い給付費を負担するため、また国・県支払基金の追加交付が翌年度精算となるため介護給付費準備基金から900万円を取り崩します。

介11ページからの歳出ですが、基金積立金を除き、1款の総務費から介18ページの8款の諸支出金まで、事業の実績に伴う更正減です。

介16ページの基金積立金は、基金を取り崩すため、積み立ては行いません。このことにより基金の年度末残高は1,900万円から900万円を取り崩し1,000万円となります。

介19ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、専決第7号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ18万2,000円を減額し、予算の総額を5,501万8,000円とするものです。

今回の補正は事業の実績に合わせるものでありますので、要点のみ説明させていただきます。

高5ページからの歳入ですが、保険料は収入額が確定し18万円の減となります。

高7ページの繰入金は、事務費分が1万4,000円の増となります。

高9ページからの歳出ですが、1款の総務費から高11ページ3款の諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

高12ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

承認第8号から承認第10号までについてご説明いたします。

承認第8号ですが、平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）ですが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ642万4,000円を減額し、総額を1億9,957万6,000円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、6ページ歳入ですが、負担金の収入を140万円増額し、7ページ使用料については307万円、手数料3万円を増額しました。

地方債の補正につきましては3ページをごらんください。

下水道事業債、過疎対策事業債及び公益企業会計適用債について変更しております。これらに伴いまして、9ページ一般会計からの繰入金を900万円減額しました。

12ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で238万4,000円を減額し、電気料や修繕料などの需用費や太陽光発電設置工事費など、実績により

維持管理費総額で388万円を減額したものであります。

続いて、承認第9号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてですが、今回の専決補正では、歳入歳出から546万円を減額し、総額を1億6,054万円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、4ページ歳入ですが、使用料を36万円増額しました。

地方債の補正につきましては3ページをごらんください。下水道事業債及び過疎対策事業債について変更しております。これらに伴いまして7ページの一般会計繰入金は200万円の減額としました。

10ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で19万4,000円を減額、また管路工事費等の確定により建設事業費総額で375万円を減額し、電気料や修繕料などの需用費や公共ます設置工事費及びビコンポスト処理施設負担金など、実績により維持管理費総額で121万8,000円を減額したものであります。

次に、承認第10号についてご説明いたします。平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）をお願いします。

今回の専決補正は、村の一般会計補正に関連する予算の確定に伴い補正をしたものです。具体的には、5ページ資本的収入に遠距離給水工事に係る一般会計からの負担金47万円を増額いたしました。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（鈴木 絹子） 一般会計補正予算の34ページでストレスチェック業務が更正減で32万5,000円が出ているんですけども、間違いなければ予算が43万1,000円だったと思うんですけど、この内訳についてお願いします。

○総務課長 当初の見積もり、当初予算計上の時点では、ストレスチェック業務の中にはいわゆるカウンセリング業務までを含むのを見込んだ予算として計上してございましたが、結果として、そこまでの該当者がなかったということから大きな減額となったということがございます。受診した人数につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんが、全員ストレスチェックを受診できていないのも事実でございまして、対象者につきましては、ストレスチェックを受けること自体も、誰が受けたかということ自体も秘密にしておりますので、勧奨も具体的にはできていないと、そういうことからの減でございます。

○議長 ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○建設水道課長

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず、承認第4号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。
次に、承認第5号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。
次に、承認第6号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。
次に、承認第7号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。
次に、承認第8号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。
次に、承認第9号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。
次に、承認第10号の採決を行います。
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第10号は承認することに決定しました。
ここで申し上げます。
議案の訂正があります。
事前配付しました令和元年度中川村一般会計補正予算(第1号)に訂正があります。
正誤表をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。
日程第14 議案第1号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第1号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
新旧対照表を裏面につけてありますので、あわせてごらんください。
例規集は2巻の51ページからです。
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴って本案を提出するものです。
災害援護資金の貸付利率について保証人の有無に連動して無利子または定額利率としたこと、それから貸付資金の償還について年賦、半年賦に加えて月賦での償還も可能としたことです。
施行期日は公布の日からとし、平成31年4月1日から適用します。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第2号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○振興課長 議案第2号について説明いたします。
提案理由は、中川村商工業振興資金の融資あつせん対象者を追加するため提案するものであります。
例規集第2巻1054ページになります。
また、新旧対照表につきましては裏面になります。
商工業振興条例第23条の中川村商工業振興資金貸付基金の設置及び融資のあつせんについて、村商工業振興資金に小規模企業者向けの小口零細企業資金を増設するに当たりまして融資あつせん対象者を追加するものであります。
内容につきましては、中小企業信用保険法で定める小規模企業者を追加するものであります。具体的には、常時使用する従業員が20人以下、商業及びサービス業を主たる事業とする場合につきましては5人以下の会社及び個人などの規定の対象者を加え

るものでございます。

施行期日につきましては、令和元年7月1日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号 財産の取得について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号 財産の取得について提案説明をいたします。

提案理由は、中川村村営巡回バス車両を取得するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出するものであります。

現在、村営巡回バスの南回り線で使用しているマイクロバスにつきましては、平成23年に購入し、巡回バスとして、また役場や学校関係の輸送に使用してきました。走行距離が50万kmに迫り老朽化してきていることから、更新してバス輸送に万全を図るものであります。

巡回バスとして冬季の安定的な運用を考慮しますと四輪駆動機能が必須ですが、29人乗りマイクロバスで四輪駆動機能を備える車種は1つしかないため、見積もり入札により取得したいので、ここに提案いたします。

取得する財産は車両1台。

取得の目的は中川村村営巡回バス。

取得の方法は見積もり入札。

取得価格は1,015万9,800円で、取得の相手方は記載のとおりであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8 番 (柳生 仁) バスの更新っていうことで、聞いてみると50何万kmっていうことなんで大変いいことだと思いますけども、外周りの色なんですけども、日本で最も美しい村の中を走るバスが、どうも色合いが寂しいなあとも思っております。こういう更新の機会にわくわくするような柄あいの塗装をしてもらえると楽しいのかなあ、こう思っておりますけども、そういったことは検討されましたか。そんなものはいいいんだっていう考えで、以前に青いバスがこうだとか、茶色いバスがこうだとか、このほうが高齢者はわかりやすいとか、そんな説明がありましたけども、やっぱり日本で最も美しい村らしい巡回バスだといいなあと思っておりますが、その点を伺います。

○総務課長 ご説明申し上げましたとおり、車種が1車種しかないという中でありまして、色につきましても4色しか選択肢がございません。ほかのバズ、既存のバスとの兼ね合いの中から色を選択するしかなかったということでもあります。

お尋ねのようにわくわくするようなということでありまして、いわゆるラッピング等をするということになるかと思いますが、そこまでの発想はちょっと当時なかったということと、それなりに予算もかかるということでございます。ご意見については、十分承らせていただいて、次の機会には十分検討したいというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 今のお話の中で次の機会には考えたっていうんで、期待をしていいわけですね。もう一回確認します。

○村 長 村内を回っている巡回バス、場所は飯島駅、それから七久保駅にも今度1本行っています。それから、伊那大島駅ということでありまして、ラッピングバスという発想は今のところ持っておりません。ラッピングを必要とするならばむしろ外向けに、ほかの市町村でも盛んにやっておりますが、外向けへのアピールということをもうちょっと考えたほうがよろしいかと思っておりますので、それは別に考えていくべきかと思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第17 議案第4号 令和元年度中川村一般会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第5号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第

- 1号)
- 日程第19 議案第6号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第7号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第8号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

以上の5議案について、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第17 議案第4号から日程第21 議案第8号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第4号 令和元年度中川村一般会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

初めに議案書の冒頭に記載がございますとおり本年5月1日から平成から令和に改まったことに伴い、平成31年度予算全体における元号の表示につきましては令和に統一するものとし、平成31年度予算につきましては令和元年度予算として執行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以下、特別会計についても同様でございます。

それから、先ほど議長に報告いただきましたとおり、予算書の記載に一部誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。

今回の歳入歳出補正予算につきましては、第1条にありますとおり、既定の予算額につきましてそれぞれ3,660万円を追加し、総額を33億3,260万円とするものであります。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債の補正によるものあります。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正のほか、プレミアム商品券や低所得者の介護保険料軽減など消費税率引き上げ対策の関連する事業、国県補助金等の採択により追加する事業や当初予算成立後に変更が生じた事業についての補正等が主なものでございます。詳細につきましては後ほどご説明をいたします。

初めに4ページの第2表 地方債補正であります。記載してあります2つの事業につきましては事業の増額に伴い地方債の限度額を変更するものであります。

5ページ6ページの事項別明細書に記載がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それでは、歳入についてご説明をいたします。

初めに7ページ14款 分担金及び負担金の分担金、農業費の分担金59万5,000円ですが、経営農村対策事業につきましては小和田用水工事にかかる地元分担金で37万5,000円の追加、団体営農地事業につきましては、新たに田島地区の農道舗装

が農地耕作条件改善事業に採択をされたため、今年度事業にかかる地元負担金として22万円を追加するものであります。

8ページの16款 国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては、専決第3号でご説明をいたしました介護保険条例の一部改正に伴う低所得者の負担軽減対策として実施をする介護保険料の軽減に係る国庫負担金で、負担率は2分の1であります。

国庫補助金の社会福祉費補助金は、同じく消費税の引き上げに合わせて実施をされるプレミアム商品券事業の事務費分231万3,000円の追加と、風疹の流行が懸念をされている中、国の緊急対策として実施される風疹予防対策事業に係る補助金58万円を新たに計上するものであります。この補助率は2分の1であります。

9ページ、県支出金の民生費県負担金56万8,000円は、低所得者の介護保険料軽減に係る県の負担金、4分の1であります。

県補助金、総務費補助金は、今年度の長野県地域発元気づくり支援金を申請しておりました陣馬形山の遊歩道整備事業と郷土学習資料作成事業が採択をされたため、合わせて272万1,000円を追加するものであります。

農林水産業費補助金の農地費補助金は、先ほどご説明をしました田島地区の農地耕作条件改善事業補助金65万円と、林業再生基盤整備事業補助金は望岳荘のバイオマスボイラーの設置事業に係る補助金であります。要望額に対して内示額が減額をされたため763万7,000円を減額するものであります。

10ページ20款の繰入金であります。ことしの3月に2社から合わせて530万円のご寄附をいただき、30年度で一旦ふるさと創生基金に積み立てをいたしました。未来を担う子どもたちのために役立てていただきたいというご趣旨に沿い、今年度において基金を取り崩して中学校の下駄箱の更新と東小学校教材備品の購入に充てるものであります。

11ページ繰越金は、前年度の繰越金として1,053万2,000円を追加するものであります。

なお、最終的な繰越金の補正につきましては、30年度の決算が確定後、9月の議会において補正予算として計上させていただきます。

12ページの諸収入の農林水産業費受託収入440万円は、さきの全員協議会でご説明をいたしました森林総合研究所の分収造林地の造林事業に係る受託収入で、作業道開設のため予算が追加されたため追加をするものであります。

雑入の21消防団員退職報奨金81万3,000円は、中途退団者3名分の追加。

55の地場センター管理費の24万9,000円は、地場センターの防火シャッター修繕工事に係る共同店舗事業者からの負担金であります。

56の陣馬形の森公園維持管理協力金は、陣馬形のトイレ建てかえに合わせて現地に協力金箱を設置し施設の維持管理に対する協力金を呼びかけることとしたため、そのかぶたとして1,000円を計上するものであります。

78のコミュニティー助成事業100万円は、地域防災に係る宝くじの助成事業が採択をされたため、消防団員の活動用雨がっぱの購入に充てるものであります。

その他、総務費の8万円は田島・中田島地区の火の見やぐらの撤去工事に係る地元負担金。

その他、振興関係59万9,000円は、昨年度の農地災害復旧事業に係る補助金の精算金であります。

13ページの23款 村債は、第2表 地方債補正でご説明をいたしました地方債の変更によるもので、2事業合わせて1,270万円の追加であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

冒頭申し上げましたとおり各費目にわたって職員人件費の補正がございますが、4月の人事異動に伴うものが主なものでありますので、詳しい説明は省略させていただきます。

14ページは人件費の補正であります。

15ページ総務費であります。一般管理費の賃金272万7,000円は、3月末に急遽自己都合による退職者1名の職員の退職があったため4月から総務課づけて雇用している臨時職員の賃金。

委託料129万6,000円は、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして令和2年度から導入をされる会計年度任用職員制度に移行するため、関係条例、規則等の整備及び職員研修等、制度導入に向けた支援業務を委託するものであります。

庁舎管理費の燃料費25万9,000円は、現在整備をしております庁舎の非常用発電装置の軽油代であります。

16ページ企画費のふるさと応援寄附金関連事業の役務費と使用料及び賃借料は、昨年度から施行的に開始をいたしましたふるさと応援寄附金に対する返礼品サービスについて、インターネット専用サイトを通じて寄附金の受け付け及びクレジット決済ができるようにするための経費として8万1,000円を追加するものであります。

2258地域おこし事業438万円は、中川村での新規就農を目指しながら村の農業振興や地域の担い手となる新たな地域おこし協力隊員1名を採用するための費用の追加と、今後の地域おこし協力隊採用に当たりまして協力隊員が地域の事情を理解してスムーズに活動に入れるようにするため、今年度から創設をされましたお試し協力隊制度により協力隊の募集や体験プログラム等を通じてマッチングを行うための費用として84万3,000円を追加するもので、これらの費用については特別交付税の対象となるものであります。

17ページプレミアムつき商品券事業であります。先ほどご説明をいたしましたとおり消費税の引き上げ対策として実施をするプレミアム商品券事業に係る事務費で、対象者の抽出や通知、商品券の印刷・販売経費及びこれに係る人件費等を追加するものであります。

なお、商品券の精算等に係る予算につきましては、対象者や発行枚数、精算方法等が固まった段階で、9月議会で追加補正をお願いする予定でございます。

10の諸費、自治振興費の工事請負費34万1,000円は、平成30年度において整備をした牧ヶ原コミュニティセンターにつきまして、南側村民グラウンドの駐車場から

出入りがしやすいように花壇の一部を取り壊して開口部を設けるものであります。

18ページ～19ページは主に職員人件費の補正であります。社会福祉総務費の報償費は民生児童委員推薦会委員の報奨金の追加、老人福祉介護保険事業の繰出金は先ほどご説明をいたしました低所得者の介護保険料軽減措置に係る介護保険事業特別会計への繰出金であります。

20ページの老人福祉施設管理費の委託料54万6,000円は、いわゆる荘の建築物定期報告書作成業務とボイラー設備等の修繕工事の設計監理業務委託料について当初予算に計上してございませんでしたので、追加で補正をお願いするものであります。

21ページ4款 衛生費の保健衛生総務費であります。職員給与等の人件費が増額となっておりますが、4月より保健師・助産師の資格を持った者でございますが、1名を正規職員として採用を予定しておりまして、その職員の給与費であります。

負担金10万7,000円は、風疹予防対策のシステム改修に係る上伊那広域連合の負担金の追加であります。

次の予防費は、歳入でご説明をいたしました国の緊急対策として実施される風疹の予防対策に係る費用の追加で、抗体保有率の低いとされる年代を対象に抗体検査及び予防接種等を実施するものであります。

1ページ飛びまして23ページの6款 農林水産業費の農業費であります。農地費の団体営農地事業の委託料100万円は、田島地区の農道舗装、農地耕作改善事業を新たに計上するもので、今年度は測量設計を行う予定であります。

農村災害対策整備事業の委託料18万4,000円は、県単緊急農地防災事業により計画をされている長岩井の水路改修工事に係る測量設計費の追加であります。この事業は県単事業として長野県が発注して施工する事業でありマウスが、事業要望に当たり測量設計につきましては村が実施をするもので、工事に係る村の負担金はございません。

24ページ林業費の林業総務費、報酬130万円は、さきの全協でご説明をいたしました。新たな森林管理システムの施行に伴い、村内の森林の現況を調査し森林整備を効果的かつ効率的に進めていくために専門知識を有する林政アドバイザーを新たに雇用するもので、1名採用のめどが立ったため追加をするものであります。

なお、費用につきましては80%が特別公費税措置されることとなっております。

林業振興費の委託料であります。今年度から森林づくり推進支援金事業により地域材を利用して中学校玄関の下駄箱の更新を複数年で実施をする計画で計上してございましたが、歳入でご説明をいたしましたとおり、ことし3月にご寄附をいただきました寄附金500万円を活用させていただき今年度内に一括更新を行うため470万円を追加するものであります。

なお、全員協議会の説明の際、材料は村の木材を使用できないかというご質問をいただき、乾燥、加工に時間を要するため調達可能な県産材を使用というようなご説明をいたしましたが、平成29年度に伐採をしました七久保三木の村有林、昨年60周年の記念植樹をした山林であります。そのヒノキ材を使用する予定で保管をしてある

ということでありますので、その材を使用するようにいたしたいと思ひます。

次の工事請負費 1,200 万円でありますが、これもさきの全員協議会でご説明をいたしましたとおり、当初の概略設計時点での見積もり以降、施設検討委員会でのご意見を踏まえた設計変更や旧浄化槽施設の撤去工事等が増工となったため追加の補正をお願いするものであります。

25 ページの林道改良事業 119 万 4,000 円は、林道陣馬形線のり面改良の事業費の増による委託料及び工事費の追加であります。

村有林管理事業の委託料 440 万円は、歳入でご説明をいたしました森林総合研究所受託事業の関係で大草東山団地の造林事業を行うもので、作業道開設のため予算が追加をされたものであります。

26 ページ 7 款の商工費の観光費、観光施設管理事業 286 万 7,000 円の追加であります。県の元気づくり支援金をいただいて実施をする陣馬形の森公園の遊歩道整備事業費として 240 万 9,000 円、陣馬形山頂の天候や混雑状況の確認と防犯対策のため観察カメラの設置費として 17 万 4,000 円を追加するものであります。

地場センター管理事業の修繕料 40 万 2,000 円は、防火設備の点検により不具合が確認をされました地場センター防火シャッターの修繕料であります。

28 ページ土木費は人件費の補正であります。

29 ページ 9 款 消防費の非常備消防費、報償費は、消防団中途の退団者 3 名分の退職報奨金 88 万 5,000 円と、消耗品の 150 万 1,000 円はコミュニティー助成金を充てて消防団員の雨がっぱを新たに購入するものであります。

消防施設費の工事請負費 41 万 3,000 円は、田島・中田島地区の火の見やぐらの撤去工事費。

負担金 23 万円の減であります。人事異動に伴う職員人件費に係る水道事業会計負担金の減額であります。

続いて 30 ページの 10 款 教育費であります。教育総務費は人件費の補正。

小学校費の報酬は、学校医の報酬額の改定に伴う追加。

31 ページの西小学校管理費は、視聴覚室のスクリーンが故障したため取りかえを行う修繕料 45 万円とプール使用前に漏水箇所の修繕を行うため工事費の不足分 70 万円を追加するものであります。

東小学校教育振興費の備品購入費 30 万円は、先ほどご説明をいたしました昨年度いただきました寄附金 30 万円を充てて運動用具を購入するものであります。

中学校費、修繕料 27 万円は、防火設備の点検により確認をされた防火扉の不具合箇所の修繕を行うものであります。

32 ページ社会教育総務費は人件費の補正。

文化財保護費は、当初予算に計上してあります郷土学習資料作成事業について県の元気づくり支援金が採択をされたため財源組み替えを行うもの。

体育施設管理事業の修繕料 26 万 2,000 円は、やはり防火設備の点検により不具合が確認をされましたサンアリーナの火災報知器 5 カ所の取りかえを行うものでありま

す。

以下、給与費明細書等、今回の補正に係る調書を添付してございますので、ご確認をお願いします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長
まず、議案第 5 号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に増減はなく、歳入歳出の事業間での調整を行うものです。国 3 ページの国保事業費納付金は、納付金の額が確定したため、医療給付費分、それから後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分を合わせて 5 万 8,000 円の減とします。

国 4 ページ保険事業費は、国保にかかわる特定健診の受診券の郵送料 12 万 3,000 円を計上します。

国 5 ページの予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第 6 号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

今回の補正は、予算増額に増減はなく、歳入歳出の事業間での調整を行うものです。最初に歳入ですが、介 5 ページをごらんください。

介護保険料は、消費税率 10%に伴う国が示した低所得者への軽減強化により 227 万 1,000 円の減となります。

また、介 6 ページの繰入金で、この不足分を一般会計から繰り入れることとします。次に歳出ですが、介 7 ページをごらんください。

地域支援事業の賃金を減額し、地域包括支援センター職員用として相談記録管理システム 1 台の購入 48 万 6,000 円を計上します。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長
議案第 7 号及び議案第 8 号について提案説明いたします。

まず、議案第 7 号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費調整のための補正でありまして、歳出に係る総務費の減額と補正額調整のための予備費を増額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳出は 3 ページをごらんください。事業コード 7801 総務費は給料、手当等の増減に伴い 62 万 4,000 円を減額し、4 ページ予備費を同額の 62 万 4,000 円増額して収支調整をしたものであります。

続いて、議案第 8 号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人件費調整のための補正でありまして、歳出に係る総務費の増額と補正額調整のための予備費を減額するものでありまして、歳入歳出総額に増減はあり

ません。

歳出は、3ページをごらんください。事業コード7901総務費は職員手当等の増減に伴い5,000円を増額し、4ページ予備費を5,000円減額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから議案第4号から議案第8号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第9号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第9号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費調整のための補正でありまして、予算書本文第2条にありますように、収益的収支、水道事業収益の営業収益から23万円を減額、水道事業費用の営業費用から173万円を減額し、収入総額を1億2,877万円、支出総額を1億1,327万円とするものです。

また、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を173万円減額し1,605万7,000円とするものです。

11ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では、営業収益のその他営業収益から消火栓維持管理負担金を23万円減額します。

12ページ、収益的支出では、営業費用の総係費から給料、手当等を173万円減額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。

[午前10時49分 休憩]

[午前10時59分 再開]

○議 長 会議を再開します。

日程第23 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 中塚礼次郎議員。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、さきに提出しました一般質問の通告書によって質問をいたし

ます。

まず初めに、「少子化・人口減少対策となる移住・定住促進について」質問をいたします。

高齢化社会の進行と少子化、人口減少は全国的な問題であり、大きな問題となっておりますが、日ごろの話題や懇談でも「これだ。」という決定策はなかなか見出せない問題であります。4月に議会が行った住民懇談会では、南向、片桐の2会場でも、少子化、そして人口減少についてのテーマで多くの意見が出されました。

中川村の魅力につきましては、四季折々のすばらしい自然環境に恵まれていること、また温かみと思いやりのある村民と村、自然の中で伸び伸びと子育てのできること、おいしい食べ物に恵まれていること、それから、子育て支援では充実をしている村であるなど、多くの点が挙げられております。

中川村に足りない点は、これについては、村内に働く場所がないと言われ、懇談会の中でも多くの方から出されております。村は、昔から働き場所の誘致には消極的だったし、それは今も変わらないとも言われます。働き場所の確保に対する期待は非常に大きいわけではありますが、誘致に対する村の考えを聞きます。

○村 長 まず、お答えをいたします。現在といたしますか、本年4月のハローワーク伊那の業務報告月報を見ました。長野県の有効求人倍率は1.68、伊那は1.54と、ここ最近では若干下がってはおりますが高い倍率を示しております、人手不足の状況が続いているというふうに推測をしております。中川村に限って申し上げますれば、有効求人倍率は1.16で、65人の求人数になっておるといふことであります。

さて、企業誘致、工場誘致というふうに言いかえてもよろしいかと思いますが、日所に現実的には厳しいものがあると、幾つか理由を述べさせていただきます。

まず水であります。過去には、現在飯島町に進出しております企業から実は問い合わせがございましたけれども、この企業は多くの水を必要とし、そういった点で中川村に進出を断念した経過があります。

そのほかでありますけれども、最近では、数年前になります。県道のつけかえ道路、これによりまして工場敷地の一部が潰れてしまうということで、一部の補償対象になったそうでありまして、国道153号の沿線に土地を確保したいというお話がありました。これについては、土地のまとまった面積が確保できませんで、結局断念したというふうに聞いております。

まとまった土地という点で見えますと、工場誘致の前提には、ある程度関連した工場等の何社か入るような団地化、こういったものが一つ考えられるわけではありますが、工場団地の造成という点で言いますと、これに適したような広さの土地が確保できるか非常に難しいということがあります。理由は、製造品を出荷するときに国・県道に面しているか、または近いことが、やはり要件になるだろうと、ちなみに、中川村の土地を申し上げますと、全村を見ても平坦地といいますか、水田が展開をしているところ、地目水田、水田、水稲をつくっているばっかじゃありませんが、地目水田について申し上げますと約420haであります。それから、山間地も当然含むわけで

ありますが、畑は100haを越えておりますけれども、ほとんどこれらの農地は農振農用地でございまして、非常に転用が難しいということがあります。一団の塊の農地の端っこの部分っていいですか、こういった部分は農振地域から除外する可能性がないことありませんけれども、一団の農地の塊の中央部などを除外することは非常に困難であります。

工場進出の話があれば、農振除外の農地であります国道沿線、153号の沿線を中心にして村も関与はしていきたいというふうには考えておりますけれども、今の情勢から見て、団地造成をして工場の進出を待つ、こういった経済情勢でもないだろうというふうにも思っておるところであります。

一方、村が現在力を入れていることについて申し上げますと、働き場所の確保といたしましては、起業したり開業したりする支援としましてシェアオフィスの整備を行ってまいりました。

また、各種の小さいですけれども補助金による——小さいっていいですか、補助金による現行の企業の設備投資拡大、こういったものについては補助金等を出しまして支援を行っております。

企業誘致、工場誘致を諦めたわけではございませんけれども、魅力ある商店等の開設ですとか、シェアオフィスを通じた企業、こういったもので移住してくる皆さんの支援もあわせて進めていきたいと、このように考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 懇談会等の意見の中からは、村はその気がないんじゃないかというふうな意見も言われましたので、特に今回、村の考えとしてお聞きをしました。

それで、懇談での意見では、村に働き場所がないから村外に就職し、家庭を持って家を構えて、もう村には帰ってこないというふうに言われます。働き場所が村にあれば残ったかどうかということは、働きたい会社や職種もあり、残った人もいますと思いますが、村にない魅力を求めて村外や大都市に吸収されてきました。

私は、この村に魅力を感じ、この村に住みたい、この村で生活し子育てをしたい、こんな思いを持った人たちが移住、定住をし、安心して生活できる支援と村づくりが少子化・人口減少打開の道というふうに考えるわけではありますが、この点について村の考えをお聞きいたします。

○村 長 多種多様な企業、IT関連も含めた多種多様な事業所といたしますか、こういったものが多くあること、すなわち働く場所が多くあれば職業としての選択肢は非常に多いだろうと、そういう中で、Uターンする若者は当然魅力を感じて来るだろうというふうには思います。

しかし、選択肢が非常に少ないという我が村には、最終的には帰ってこないということも言えないことはない、これは事実としてあるとは言うふうに思います。

多種多様な企業がこの近隣では事業展開をしておるわけでございますけど、伊那市ですとか駒ヶ根市、箕輪町などにはない中川村の魅力を感じる人たちに対して、移住して、そして定住を決意してもらえようような施策を用意することが、一つは私たちの村を選んでもらう決め手になるというのは、議員がおっしゃるとおりかなというふう

○6 番

にも私は思っております。ただ、このことで少子化、人口減少に歯どめがかかるということもなかなか難しいとは思いますが、大きな要素であろうというふうに思います。

(中塚礼次郎) それと、伊那市が市内への移住者に行った田舎暮らしアンケート調査というのをまとめた結果が新聞報道されました。その中で、移住の決め手は「自然環境」というのが最も多くて、移住先として自然環境を重視しておることがわかったというふうに言っております。移住後の暮らしについては9割近くが満足と感じ、その理由は「自然環境」が最多となっております。移住の決め手は「自然環境」が26%で最多、次いで「希望の住居があった」このことが20%、「希望の仕事があった」が16%などというふうになっております。これはあくまでも伊那市の調査結果であります、「希望の住居があった」「希望の仕事があった」以外、自然環境では、伊那市には中川村は劣っておらないというふうに私は思っております。

○総務課長

村の移住・定住者への対策として重視、取り組みを強化する必要がある施策について村の考えをお聞きいたします。

ご質問の通告書の中に住居の確保という点がございましたので、まず、その点についてお話を申し上げたいというふうに思います。

住居の確保につきましては、現在、住宅取得への補助制度、それから空き家の活用、宅地分譲という施策を展開しているところであります。

また、移住の前段としてお試し住宅というのもございます。

若い世代の住宅の取得に関する補助制度に宅地の取得というメニューを追加し、拡充を図ってまいりました。このことの効果というのはいま様子を見ないとわかりませんが、消費増税ですとか給与所得の伸び悩みという情勢がございますので、不安ではございます。

空き家の活用に関しては、現在、幾つかの案件について交渉が進んでおりますが、多くの物件については、立地や建物の状態などからまともでないものが多くなっております。移住を希望する方が相談に訪れた場合には、空き家の活用を考えている方が非常に多くいらっしゃいますが、空き家を住める状況にする、そういった状態にするための経費などを検討していく中では、宅地を取得して新築するというのを視野に入れる方も多くいるかなあというふうに思っております。それぞれのライフスタイルにもよりますが、現状では最小限のリフォームで住むことができる物件というのは非常に少ないのかなあというふうに思っているところであります。

村で空き家バンクを運用しておりますが、非常に職員の手間がかかる割に成果につながらないということから——つながっておりません。民間の事業者の動きも鈍いということで、いわゆる魅力のある物件が少ないということかなあというふうに思っております。

小規模な宅地分譲、小平地区でも始めましたが、これも、需給バランスといいますか、需要をよく見きわめた上で、地域との共同で設置をしていくということは今後も必要ではないかというふうに思っております。

今後も、移住を考えるきっかけづくりとしてのお試し住宅、それから若い世代の住

○6 番

宅や宅地の取得に対する支援、活用することができる空き家の流動化、これを3つの柱として、土地開発公社や地域との共同によって移住・定住施策を推進するということが重要なあというふうに思っております。

(中塚礼次郎) ちょっと順序が次の質問に、住居のことなので、課長のほうで先に答えられましたので、移住、定住を考える場合には、どうしても住むところが一番問題だというふうなことで、そこらの考えについてを、今、総務課長のほうからお答えがありましたので、その点については、どういうふうにそういった希望の住宅を確保するかということについては、相当力を入れないと、やっぱり村外からの移住・定住者はなかなか中川に住みつけないということが現実だというふうに思いますので、特にその点は力を入れて取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、働く場所の確保では、小さな企業を誘致して近くで働ければというふうな声がある、若い奥さん、そういう人たちからも懇談の場でも意見が出されました。農業や6次産業化などによる雇用の場づくりが喫緊の課題というふうに言われておりますが、企業誘致についての考えにつきましては村長のほうから考えをお聞きしました。希望を満たす働き場所としての企業誘致というのは、経営者側の条件等もあってなかなか難しいものになるというふうに私は考えるわけでありまして。

懇談会などの意見でも、企業誘致が進み、村に働き場所の確保できればよいわけですが、中川からは飯田にも30分余、伊那市にも40分余の通勤圏内にあることから、働き場所を村外に求めることも働き場所の確保の選択肢となるのではという考えも言われますし、私もそんなように考えるわけでありまして。

そこで、定住・移住者の就職、働く場所へのアドバイス、支援というものが必要だというふうに考えます。村としてできる支援と考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長

おっしゃるとおり、通勤圏内の上下伊那にはさまざまな企業がありまして、働き場所の確保の選択になるというふうに考えております。

一つの取り組みであります。学生の対象になりますけれども、上伊那地方への働き場所の紹介としましては、上伊那広域連合のほうで行っています都会の学生等に向けてのアプローチになるかと思っております。UターンやIターンを通して上伊那地方のほうに就職していただくために学生と企業を結ぶ取り組みを行っております。広域で取り組んでおりますので、市町村には限らず、上伊那地方の企業に就職をしてほしいという取り組みでございます。

具体的な取り組みとしましては、就活合宿、準備合宿というような名前で上伊那地方で就職を希望される学生の皆さんを上伊那のほうに招いて、企業の皆さん、また先輩の皆さんとの交流を行うということで、就職には結びつかなくても上伊那地方を知っていただくような取り組みのほうを進めております。

また、年末には帰省する学生を対象に企業等との交流会等を開催しております。

このように、広域の取り組みでありますけれども、上伊那地方への就職活動への結びつけの取り組みを行っております。これらの情報につきましては、広報かみいなどで

すとか、各種大学等でも紹介をされているという内容でございます。

中川に住まわれている方に対しての就職先についての具体的な支援というものは、正直ないようなところでございます。就職先の紹介につきましては、情報が一丸されているハローワークを活用するのが一番かなあというふうに考えております。

働き場所の確保の1点につきましては、先ほど村長の答弁の中にもありましたが、小規模でも魅力ある商店等の起業を促進するという点についても働く機会の一つというふうに考えて、引き続き支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、村内の働き場所の確保につきましては、小規模事業者の雇用に対する支援というものについても検討をしていく必要があるかなあというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 働き場所へのアドバイスというふうなことでは、広域的なことだとか、中でもハローワークの持つ情報等も活用することが一番じゃないかというふうなお答えであります。

それで、移住、定住後の生活を考えると、どのように生計を立てるかが重要ということになるというふうに思います。起業、就農、会社への就職などあるわけでありまして、1人の収入で生計を立てて生活していくことは大変に難しく、農業でも専業として経営を確立するまでには数年がかかるということで、兼業農家の選択や勤めでも共働きの選択によって生計を立てなければならぬではないかというふうに思います。子育てをしながら村外に働く場所を求めるためには、勤めながらも安心して子育てができる環境をいかにつくるかということだというふうに思うわけでありまして、現在でも行われておりますが、保育園の早朝保育、それから夕方の延長保育、放課後児童クラブのさらなる充実ということが求められるというふうに考えるわけでありまして、移住、定住のための後押し、移住・定住者の生計を立てるための支援施策としての充実も必要性があるのではないかというふうに考えるわけですが、村内になかなか働く場所がない場合に、村外へ出て働く、女性、母親が出て働く、安心して働けるためには、子どもたちをどういうふうに、子育てをどういうふうに支援していくかということが大変重要かというふうに私は考えるわけですが、その点について村の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 改めて、今お話のありました早朝保育、それから長時間保育、それとともに小学生児童の預かり保育、これについての現状をまず申し上げたいと思います。

まず、早朝保育につきましては、7時30分から8時まで各園で実施をしております。

長時間保育は、4時から、4時に終わるわけでありまして、4時から6時30分まで、これも各園で実施をしております。また、児童クラブも、これに合わせて6時半までお預かりをしておるということでございます。

土曜保育につきましては、7時30分から午後4時まで各園で実施をしております。

預かり延長の希望と利用料等につきましては、児童クラブの運営委員会ですとか、子育て支援計画の作成の基礎データとなるアンケートでの声を参考にして検討をしていきます。ただし、これも費用対効果を見なければならぬというところであります

て、非常に該当するっていうか、小学生、それから保育園児、もちろん未満児も含めてでございますが、減少傾向にある中でございまして、費用対効果は当然考えなければならぬということです。例えば、時間延長して預かることができる、保育料が無料ですとか、給食費相当は議論がもちろん必要になります。数字にあらわれない点で、子育てしやすい村、預けて安心な村に、もちろん村は努力をしておるわけでありまして。

先ほど補正予算、令和元年度の補正予算の中でも説明をさせていただきましたが、経験豊かな助産師を採用いたします。子育てに不安な子育て家庭が増えておりますので、こういう中では人的資源の充実というふうに考えております。また、人員配置基準以上の保育士も配置をしております、園児一人一人に目が行き届いて、成長を見守れるように、村としては努めております。

移住、定住を考える都会の若者、こういった皆さんの目から見て、子育てしていくには十分充実した村かなあというふうにはどうしていったらよいかという、これは私どもの努力と、これがわかるような発信の仕方にかかっているかと思っておりますが、こういったものについては今後努力してまいりたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 村の考えということで、今村長のほうから答えがありました、私も冒頭言いましたように、子育てに関しては、十分とは言えないけれども、行政の中では行き届いておる村の一つというふうには、冒頭にそんな話をしたわけでありまして、村長も言うように、そういった今の村の子育てに対する支援の内容がいかにか村外の都会の人たちの目を引くかという、この点は大変重要だと思いますので、今後力を入れていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に質問に移りますが、「認知症の予防対策として、中等度難聴者を含む高齢性難聴者への補聴器補助制度について」ということで質問をさせていただきます。

高齢化社会を迎え、認知症を支える家族は無論、本人にとって深刻なものとなっております。

認知症対策を強化するために、政府は5月16日の有識者会議で予防を重要な施策とした新たな大綱の素案を示しました。認知症の人数を抑制する初の数値目標を導入いたしまして、70代の発症を10年間で1歳おくらせると明記しております。実現すると70代の認知症の人の割合が約1割減少することになります。大綱の計画期間は2025年までということで、まずは6年間で6%を低下させることを目指しております。政府は、6月の関係閣僚会議で大綱を決定し、予防は政府の重大方針である認知症の人が暮らしやすい社会を目指す共生とともに2本の柱に据え、認知症による年齢をおくらせ社会保障費の抑制につなげるのが狙いなわけでありまして、科学的根拠が不十分なため目標の達成は不透明だというふうにも言われております。

認知症に関しまして2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が認知症の約35%は予防可能な9つの原因により起こると考えられる、その中で難聴9%が最大の危険因子であると発表されております。9つの予防可能なリス

クは、糖尿病、高血圧、社会的孤立、鬱などであるわけでありますが、中でも難聴は予防可能な最も大きいリスク因子とされております。

厚生労働省の新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略 15 年でも難聴を危険因子の一つとして挙げております。

難聴を放置していると認知機能が低下することがわかってきており、団塊の世代が後期高齢者となる 25 年、認知症の人は予備軍と合わせて 1,400 万人になると言われ、補聴器が必要となる難聴者も今後 10 年間で 1,400 万人～1,600 万人になると言われております。このような点からも、認知症予防に難聴対策が必要とされるわけでありますが、そこで質問であります、村内の認知症者の人数を把握できているか、できておれば、その数値についてお聞きをしたいと思っております。

○保健福祉課長 村内の認知症と記載のある方の数ですけれども、包括支援センターで取りまとめた結果によりますと、全要介護認定者数の約半数ということで、約 160 人くらいとなっております。それで、この数以外にも要介護認定申請をされていない方も相当数いらっしゃると思われしますので、一応取りまとめた数はそんなところですよ。

○6 番 (中塚礼次郎) 村内に 160 人という部分が把握されておるようですが、それ以外に要介護を受けていない方の人数は、これにプラスということでありまして。人口的から見て結構な認知症の患者がおるといえるということに思っております。

それで、村の健康診断から、中等度、それから加齢性の難聴の把握ということではできておるのかどうかということについてであります、できておるとすれば、その人数と、こういった推移をとっておるかという点についてお聞きいたします。

○保健福祉課長 村が実施している特定健診というのは血管に着目した健診となっております。ですので、いわゆる生活習慣病予防対策というのを目的としているために、聴力検査というのは健診項目には含まれておりません。それで、ですので、村も難聴者数の把握というのもできておらないというのが実情です。

特定健診の項目に含めるということは、法的なものもありまして、実際に困難です。ですが、全国の統計から見ますと、働き盛りに一定割合は聴覚異常者がおられるということは事実ですので、聴力に不安を感じたら早目に受診をして必要な治療をすることは認知症予防に重要であると思われまして。さまざまな機会を通して啓発をしていきたいと思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから、難聴については健康診断等では診察の項目にないというふうなことで、法的なこともあるということですが、今回政府が打ち出しておる認知症予防の対策を 2025 年までというような目標を持って打ち出してきたというようなことで、認知症の要因とされる難聴という問題も、認知症を減らしていくという——おくらせたり減らしていくということについては、これから国のほうでもそういったようなことが打ち出されてくるんじゃないかというふうには私に思っております。今、課長が言いましたように、あらゆる機会を通じてそういうふうなことをやっていきたいというふうなお答えをいただきましたので、お願いしたいと思っております。

それで、ヨーロッパの多くの国では補聴器の購入の公的補助制度があるために個人負担がないという——ないか少ないというふうになっております。

日本では、国の公的補助の対象は障害者手帳のある高度・重度難聴者に限られておるわけでありまして、各地で中等度難聴者を含む加齢性の難聴者を対象とした公的補助を求める声が増えており、独自の制度を持つ自治体が増えておるわけでありまして。

○保健福祉課長 認知症予防対策として補聴器購入補助制度の設置が私は必要ではないかというふうには考えるわけですが、その点について村の考えをお聞きしたいというふうには思っております。中等度の難聴者を含む加齢性難聴者を対象にした独自の補助制度を制定する——制定しているという県内の自治体は、調べてはみたのですが、現在見当たらないと思っております。

難聴を放置すると認知症になる確率が高くなると言われておりますが、まだ、その理由というのは詳しく説明はされておられません。

補助の前提として中等度の加齢性難聴者の数を把握することが必要となりますけれども、先ほど申しましたように把握は難しく、現時点においては難聴と判断された障害者手帳を持つ方に補助をすることでご理解をいただきたいと思っております。

ただし、補助制度導入自治体の制度内容や予防効果などを調査して認知症予防に大いに役立つということになれば検討に値するのかなあと思っております。

村は、介護保険で総合事業というのがありまして、それぞれの地域で介護予防を行う道を開くために話し合いを持ってあります。ひきこもりの防止だとか、孤独な高齢者を出さない、地域で明るく生活を続けていただくために事業を始めました。まずは、そういった総合事業を含めて効果をじっくり見直してからというふうには思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長が言うように、難聴が認知症の原因になるという科学的根拠は、鬱にしても、あらゆる、こんなことが認知症を引き起こすんじゃないかというふうに挙げられておる、今、各行政でもいろんな対策で取り組んでおること自体のことも、科学的根拠という点ではちょっと薄いというふうには私も思うわけでありまして、政府が今度、認知症をとにかく 2025 年までには、もう対策として打ち出しておることがありますので、そういった政府の打ち出しておる方針の上からも、今後どういふふうには、そういった難聴者に対する、そういった問題が出されてくるかというふうなことも考えられるというふうには思っておりますので、ぜひ前向きに、そういうふうになった場合に前向きに検討いただきたいというふうには私は思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。

[午前 11 時 36 分 休憩]

[午後 1 時 00 分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書により一般質問を行います。

大規模災害に対する村の防災体制については、平成30年12月議会定例会及び平成31年3月議会定例会において大規模災害に対する防災体制について村の考えをお聞きしました。過去の質問の中で気象台との連携及び防災の基本を職員全員が学ぶことにより職員に災害の専門家がいなくても村の防災力の向上につながるのと提案をしたところ、早速、村職員を対象に5月16日に長野地方気象台のオノ調査官による防災気象情報の活用と大雨災害に備えるという講演会が開催され、約30人の職員が参加したと報道されています。講演内容は、防災気象情報の種類や活用のほか、県内の気象の特徴や大雨による災害を過去の事例を通じて解説し、大雨特別警報については避難勧告や避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに越えるような現象をターゲットに発表するもの、災害時には何らかの災害が既に発生している確率が高いと説明し、避難していない住民に直ちに命を守る行動をとるように徹底することが重要と指摘されておるといような新聞報道が出ておりました。一般質問での提案について早急な取り組みをいただいたことにより、村の防災力の向上につながるものと期待をしております。

さて、大規模災害に対する村の防災体制に対する過去の質問は、大規模災害発生時における村の防災体制について質問をしてきました。今回は、大規模災害発生後の避難所の開設、運営する基準等について村の考えをお聞きします。

また、地震や豪雨で決壊するため池の災害が続発しており、国は、大雨や地震での決壊のおそれがある農業ため池の防災強化に乗り出しており、ため池管理保全法案が閣議決定されました。中川村村内のため池の実情と防災機能と安全性を高める取り組みについて村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

まず、平成31年度の中川村職員の人事異動が行われました。職員の人員配置において交通防災係が平成30年度に比べて1名増員されております。この体制の変更により村の防災体制がどのように変わるのか、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 いろいろ最近、新聞報道でいろんなことが報道されております。といいますのは、例えば大規模地震につきましては、しばらく前だと思いますが、予知することはほとんど不可能であるということがわかったということ、対しまして、土砂災害等に対しては警戒情報、警戒判定メッシュ情報、また洪水予報に関しては洪水危険度分布情報制度が確立をされております。天竜川の氾濫警戒情報、小渋ダムの放流情報も中川村災害警戒本部に直接伝わる体制をつくってまいりました。

また、今、議員おっしゃられましたように、長野地方気象台につきましても緊急時には市町村との間でホットラインを設けて気象予報を細かく連絡してくれる体制が整ったということと、昨年は、もうじき線状降水帯、移動まであと何時間ぐらいの予報であるということまで連絡をしてくれております。それまで頑張れということでありませうけれども。

課題としては、5段階の警戒レベル、今5段階の経過レベルをしいておりますけれ

ども、これに応じて村民がとるべき行動が、基本的には一人としておくることなく安全に避難できるかということである、自主防災組織の、つまり避難体制が急務であるということが課題であるというふうに思っております。このために、自分たちは自分たちの手で安全にという意識と地域ごとの助け合いの体制がやはり必要ではないかというふうに感じておるところであります。このために、地域に入って地域ごとの避難計画を確立するお手伝いとしての職員、防災に特化した担当職員が、やはりこのことを進めるには必要であろうと、そういうことをずっと考えてきたところの結果でございます。

例えば人は、西日本豪雨災害で浸水被害の大きかった倉敷市真備町では、ハザードマップを全戸に配ってあったわけでありませうけれども、何とか助かった方について言いますと、浸水地域の中であって、過去の経験から避難がくれたと証言をしております。つまり、自分のところは大丈夫だろうという思い込みがあったということを証言しておるわけでありまして、こういうことでは命の危険にさらされるという事態が今後起こり得るといふことかと思っております。こういうことも、自分のところはって意識を捨てていくために知らせていく必要があるんだろうということと考えておるところです。

つまり、この担当を置きましたのは、自主防災組織の防災力を高めるお手伝いをする専門職、こういったものに特化した者を必要というふうに判断をしたからでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 村の防災力の向上につきましては何回も質問してきたわけでありませうけれども、そのことを踏まえて1名増員されたということの中で、中川村の防災力の向上がより高まることを期待したいと思うわけでありませうが、そういう中で、2013年施行の国土強靱化基本法で国の基本計画とは別に策定できる地域計画、中川村版と言ったほうがいいのかと思っておりますけれども、地域計画の策定の状況は、4月1日までに終えたのは全国で108市町村と全体の6%であり、策定中も82市町村ということでありませう。長野県では、松本市、東御市、伊那市、駒ヶ根市が策定済みであり、策定中なのは飯田市、千曲市のみというふうになっておるといふような状況であるわけでありませう。先ほど申しました交通防災係の増員によりまして、この地域が抱える災害リスクを踏まえて社会経済機能の維持を目指す国土強靱化地域計画、要するにこの計画の中川版の策定を目指していくのかと、そういうことについて考えておるのかお聞きをしたいというふうに思っております。

○村 長 結論から先に申し上げることになるわけでありませうけれども、今のところ、国土強靱化計画の中川村版、こういったものを目指していく、策定していくという考え方は持っておりませう。

この計画につきましては、国土強靱化地域計画は、今、議員おっしゃられたとおり、その後、私どもの調べたところでは、全国で47都道府県、111市町村で策定されておるといふふうなことのようでありまして、今お話がありましたとおり、長野県では市のみであります。5市プラス、今、飯田市でもというふうなお話があったところであ

ります。

この国土強靱化地域計画というのは、国土強靱化基本法という法律に基づきまして国が定める国土強靱化基本計画と調和するものとして都道府県、市町村が定めることができるという内容のものでございます。この中身は、地方公共団体における国土強靱化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であって、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものというふうにされておるといふことでもあります。つまり、ハードとソフトの組み合わせが基本方針とされておるわけでありまして、実施の方針として、大規模自然災害に対する弱さ、脆弱性がどのくらいかということの評価、土地の合理的な利用の促進、環境との調和、民間活動資金などが掲げられておりますことから、どうも最終的にはハードなものの整備の計画に軸足を置いているのではないかというふうに読み取れるわけでありまして、この計画を策定することによりまして、地方公共団体の行うハード、施策的なものとしてのハード的な国庫補助事業に対して取り組んだ場合の国庫補助金、あるいは交付金と言ってもいいかもしれませんが、これに対して優先的、あるいは上乘せしますよというようなメリットがあるというふうにも聞いておりますけれども、ちょっとこれについては、まだ策定しておるところが非常に少のうございますので、これは何とも申し上げられないということでもあります。

交通防災係の増員を機にどうかということは今考えていないわけでありまして、もちろん今後の状況次第で必要なときに、国も計画を変更してくるかもしれないし、これもぜひ進めろというふうに強力で押し進めてくるかもしれません。こういう時点でまた考えていけばいいことであって、先ほど最初にご質問がありましたとおり、地域とのパイプ役ですとか、地域に入って計画づくりをしっかりと手伝いしていく、こういうことに主眼を置きたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長の答弁があったとおりでございますけれども、私も調べたところによりますと、この国土強靱化地域計画は、地域が抱える災害リスクを踏まえまして、最悪の事態を念頭に医療だとか交通といった各分野の脆弱性を評価して、それに基づき耐震化率などの数値目標を設けることになっておるといふことでありまして、政府は大規模災害が頻発する中、強靱化への取り組みとして3年間で約7兆円規模のインフラの緊急対策を打ち出しておるといふことでありまして、要するに、国土強靱化計画の地域版、中川村版ができておらないと、これらのインフラの対策につきまして予算も下りてこないというようなことが現実に起こるのではないかというふうに考えておるわけでありまして、そこら辺につきまして村長の考えをもう一度お聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 今おっしゃるとおり、強靱化の計画に基づいて、平成31年の国の段階ですけど、補正予算を含めて3年間で7兆円という大きな予算をもって、これで整備を進めるということはお聞きをしているところでもあります。そのために、私どもは、いろんな意味で言いますと、この計画を持って進めるってということも、中川村がってということも必要かもしれませんが、今現在進めておりますのは、天竜川流域での土砂災害の防

止という対策、あるいは地滑り・洪水対策、こういったことを地域全体の課題として国に要望、運動をしておるところでありまして、そういう点の中で、私どもとしては、この強靱化の予算が、一つは、今度天龍村に大きな調査費がつかしました。あそこは大きな地滑り地帯でありますので、ここんところを国はまず手始めに何とかするということが令和の元年からの事業のようでありまして、今現在としては、そういう取り組みを進めていくのが一番、その中の一員として進めていくのが現実的ではないかというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 中川版ではなくて、もう少し広域的な部分でというふうなお話かと思っておりますけれども、私も、ちょっといろんな部分で考えてみたんですけども、やはり、この中川版というものを策定するにつきましては、多くの専門的な知識だとかマンパワーが必要になるということでありまして、自治体でつくっております災害対策の基本であります地域防災計画との違いがわかりにくいというようなことも指摘されておるわけでありまして、そういう意味では、中川版を考えることも将来的には必要だかもしれませんが、当面は広域的に考えていくことも必要かなあと思っておりますので、そんな点で、将来的にも含めて考えていってもらえればというふうに思っております。

そういう中で、前段で申しましたように、今までは防災、災害発生時のことの質問をしてまいりましたけれども、ちょっと災害発生後の対策ということで、その部分についてお聞きをしたいというふうに思っておりますけれども、中川村の地域防災計画における避難所の開設・運営の基本方針には「村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、設置管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。」と規定をされております。

そういう中で、そこにちょっと参考資料としてつけておきましたけれども、国際赤十字などがまとめた避難所の基準でありますスフィア基準では、トイレは20人に1つ、女性用トイレの個数は男性の3倍、シェルター、要するに住居空間は世帯ごとに覆いのある生活空間を確保し、1人当たりのフロア面積は最低3.5㎡、これは約畳2畳分に相当する基準が設けられておるわけでありまして。

一方、内閣府の避難所運営ガイドラインでは、トイレは50人に1つ、1人当たりの面積は明示されていないが、一般的には1.65㎡、スフィア基準の4分の1だとする報道もあるわけでありまして。

これらの2つの避難基準があるわけでありまして、村としましては避難所の運営についてガイドライン等を設けているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○総務課長 地域防災計画の中に必要な事項を簡潔に定めてはありますが、国のガイドラインのようなものは今のところ設けてございませんので、今後検討してまいりたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 避難所のガイドラインを設けていないということでありまして、多くの人が当たり前だと思っております日本の避難所ですけれども、国際的な避難基準である先ほど申しましたスフィア基準を満たしていないというふうな現実の中

で、避難生活が原因で多くの方が亡くなっているというような報道がされております。2年前の熊本地震で災害関連死と認定された人は平成30年4月現在211人で、これは建物の倒壊などの直後の影響で亡くなった50人の4倍というのが実態かというふうに報道されております。市町村に調査をした結果、避難所の生活や車中泊を経験した人が少なくとも95人、全体の45%に上るとの調査結果が出ております。

中川村としてスフィア基準に沿った避難所の運営を考える必要があると思っておりますけれども、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 スフィア基準につきましては、資料の提供もいただいておりますのでございますが、国の基準よりもさらによりよい環境を要請するものかというふうに思います。

当村の場合、実際に避難所、広い施設にどの程度の皆さんが避難されるかということをお考えますと、分散をしたとすれば、スペース的には、住宅密集地ではありませんので一定程度の余裕は生まれるかとも思いますが、トイレについては、やはり非常に心配をするところがございますので、これについては社会体育施設、学校も含めまして順次改修をしていくというふうに考えているところであります。

○3番 (松澤 文昭) 今トイレの話が出たんですけれども、先ほど申しました熊本の地震の避難所で高熱を出して病院に運ばれ、肺炎を繰り返して発症してなくなった男性の報道で、こんな報道がされておるわけでありまして。寝返りを打つのも難しいようなスペース、トイレは汚いし並ぶ、行かずに済むように飲まず食わず、地獄のような環境だった、地震前はひとりで自転車で出かけるくらい元気だった、避難所がもう少しいい環境だったらと、亡くなった男性の遺族は悔しそうに振り返っておるというような報道がされております。災害を生き延びた後に身を寄せる避難所で命を落とす深刻な現実、そのような事態を防ぐためにつくられたのがスフィア基準だというふうに報道されておるわけでありまして。

改めて、スフィア基準に沿った避難所の運営について村として考える必要があると思っておりますけれども、その点について再度お聞きをしたいというふうに思います。

○総務課長 一つの基準として示していただいておりますので、できるだけよい環境での避難ができるようなことは考えてまいりたいと思っております。

○3番 (松澤 文昭) もう一つ、避難所の関係で良好な避難生活が行われるにはプライバシーの保護も重要だということです。プライバシーの保護につきましては、日本では段ボール製のパーテーションを設置するとか、カーテンやシートで仕切るといった工夫は見られるものの、海外では1世帯1張りずつテントを設置するケースが多いというようなことも言われております。避難先進国としてよく紹介されておるイタリアの場合、2009年及び2016年の地震の際にも空調を備えたテントと人数分のベッドが数日間で届いたというような報道もされております。

避難所におけるプライバシーの保護に関する村の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 これまで村ではパーテーションを中心に整備してきたわけですがけれども、ご指摘のとおり、プライバシーの確保のためには、いわゆるテント様のものが重要かという

ふうに思っております。本年度の中で15組、配備を追加で行う予定でおります。

○3番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、中川村では、まだ大規模な災害もなく、避難所で生活するというようなことも、なかなか今まで経験したことがないわけでありましてけれども、大規模災害が頻発をする中で、やはり災害で亡くなるのではなくて災害後の避難所で亡くなるという、こんな不幸はないとは思っておりますので、そういう意味を含めて、先ほどのスフィア基準、あるいは避難所のプライバシーの問題につきましては、私は早急に検討する必要があるだろうというふうに思っております。大規模災害、いつ起こるか分かりませんので、そういう意味では、基準を設けておかないと、一番、地震発生時のすぐには、そういう基準も当てはまらないかと思っておりますけれども、長期的に避難が必要だということになった場合につきましては、やはりこれらの基準があつて、それらを踏まえて対処しないと避難所の良好な避難生活ができないというふうに思っておりますので、そんな点につきましては、もう一度、ご検討を村のほうでお願いしたいというふうに思っております。

続いて、ため池のことについてお聞きをしたいというふうに思っておりますけれども、全国で地震や豪雨で決壊するため池が続発をしております、釣りなどの娯楽中での死亡も多く報道をされておるわけでありまして。

そこで、中川村のため池の実情と防災機能と安全性を高める取り組みについて村の考えをお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

まず、第1点目としまして、農業のため池といいますのは農業用水を確保するためにつくられたものでありますけれども、洪水調整だとか土砂流出を防止する効果に加えまして、生物が生息、生育するため、あるいは憩いの場の提供など、多面的な機能を果たしているわけでありまして。この農業用ため池が地震や豪雨で決壊する災害が多発しております、国は大雨や地震で決壊のおそれがある農業ため池の防災強化に乗り出しておるわけでありまして。そういう中で、ため池管理保全法案が閣議決定をされました。このため池管理保全法案には所有者にため池の適正管理の努力義務を果たす方針を示しておるわけでありまして。

したがって、中川村におけるため池所有者の把握状況につきまして、どんな把握をしているかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 農業用ため池につきましては、所有者または管理者については把握を行っております。村内または中川村の水利組合が管理しているため池が飯島町に2つあるわけですが、全部で32カ所になります。それにつきましては、ため池カルテといったものですか、ため池データベースによりまして各ため池の状況の把握を行い、ため池の管理者である各水利組合等と情報共有を行っております。

東日本大震災を受けまして、平成24年25年に全ため池の緊急点検を管理者の協力を得て実施をしております。当時につきましては、早急に対応しなければならぬため池のほうはございませんでした。

また、西日本を中心とした平成30年7月豪雨災害によりため池が決壊したことから、このときもため池の豪雨緊急点検のほうを実施しております。

最近は、県のため池氾濫シミュレーションといったものがございまして、決壊した場合の被災の範囲等が示されておりますので、それをもとに人家、公共施設などを確認し、被害が大きいと思われるため池につきましては築堤の時代や周辺の状況を確認しているというような状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、閣議決定をされましたため池管理保全法案につきましては所有者に適正管理の努力義務を課す方針を示しておるわけでありませぬ。今話がありましたように、土地改だとか公的な組織が所有しているため池につきましては、それぞれ問題ないと思うわけでありませぬけれども、個人のため池の所有者につきましては一応都道府県に届け出を行う義務があるということでありませぬけれども、負担が重くなれば名乗り出ない可能性もあるということでありませぬ。また、所有者が1人じゃなくて複数人いる場合は合意形成が難しい場合もあると思うわけでありませぬけれども、中川村の中で個人的な所有者、あるいは何人かの共同で所有しているというようなため池につきましてはの状況につきまして把握をしておるかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 管理者につきましては、全てのため池のほうは確認をしております。所有者につきましても確認をしておりますけれども、共有のものについて登記上はわかりますけれども、その後の関連のあるっていかの所有者のところまでは把握していないのが実情です。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたけれども、このため池管理保全法案では、所有者に点検だとか補修、緊急連絡体制の整備などが求められておるわけでありませぬ。適正な管理を行わないと道府県が勧告するけれども、所有者に過重な負担になることが懸念をされておるわけでありませぬ。

さらに、決壊時に被害を及ぼすおそれのあるため池を特定農業ため池に指定し、経常変更を制限したり、市町村にハザードマップ作成を求めてもおるわけでありませぬ。

特に所有者が不明というようなものにつきましても把握をしておるかどうかわかりませぬけれども、そういうものがあるとすれば市町村が管理をするという方針でありませぬ。中川村のような小規模な村が新たな業務を抱えるということが懸念をされるわけでありませぬ。

ため池管理保全法案に対する村長の考え、あるいは対応につきましてお聞きをしたいというふうに思っております。

○村 長 今、振興課長のほうから管理者は全てわかっていると、だけど、個人までのレベルで特定していくと、不在の方とか、全部追求し切れていないものもあるというお答えをいたしました。

今おっしゃられたように所有者の管理責任ということが第一であるようでありませぬので、これにつきましては、もっともだろうなということは一つ思うわけでありませぬ。ため池の管理保全法自体は所有者が適正管理をなさよってということなんですけど、今のところ努力義務だというふうな認識を持っておるわけでありませぬ。安全対策をしていくこと、それから堤体等の決壊がないように保全を図ること、これにつきま

しては、努力義務とはいえ、いざ、やることになりませぬと、やっぱりお金もかかるでしょうし、こういったことから考えていくと、個人の所有とはいえ、やっぱり河川と同じように公共のものであるわけでありませぬから、もっと広く考えていけば国民共有の財産的なものというふうな位置づけもできるわけでありませぬので、こういう観点に立って、特定農業ため池等に指定された場合の堤体補強等の防災工事につきましては、しかるべき機関がしっかり援助を行うという体制をつくっていただくことがまず第一だろうなと思っておりますし、村としては、そういうことを願うっていか、国に対してもしっかり言っていかなきゃいかんというのが私の感想でありませぬ。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたけれども、所有者が不明で管理が難しい場合は市町村が管理するというような方針が示されてくるというようなことが言われております。農村の人口減少が急ピッチで進む中、ため池の管理は、これからは年々難しくなってくるようなことが想定をされるわけでありませぬ。

農水省では補助事業で支援を行うとしておるわけでありませぬけれども、農水省の予算も年々減少しておる中で、農水省の予算だけではどうも心もとないなあとということでありませぬ。先ほど申しましたように、ため池を守る責任を、所有者がいなければ、わからなければ、地方自治体だけに押しつけてくるというようなことも想定されるわけでありませぬけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 そういう想定は十分あり得ることだというふうに思っておりますので、これにつきましては、市町村に管理責任を何とかっていかというふうなことになってきたとしたら、やはりため池1つ、大小はありますけれども、やはりこれを安全なものにしていくには莫大なお金がかかってくるということでありませぬから、これは全国、私どもだけじゃなくて、共通の問題になってくると思います。そういう意味で、やはりこれは、しかるべき組織、全国町村会ですとか全国市長会、こういったところ、もちろん都道府県知事会、こういったものもありますので、こういったところも、やはり共通の認識として財源確保なりをお願いしていくというような運動をしていくことが一番の近道かなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) そのとおりかと思っておりますので、ぜひとも国への要請も含めて対応してもらいたいと思うわけでありませぬ。

そういう中で、大雨や地震による決壊だけでなく、釣りや娯楽中の事故が多く報道もされております。子どもたちが危険な箇所に立ち寄らないような注意喚起及び安全対策の設置も必要だというふうに考えるわけでありませぬけれども、先ほど申しましたように、ため池の所有者がそのことをするという事は非常に難しいわけでありませぬ。地域で点検をし、必要な整備を進め、災害を未然に防ぎたいというふうに考えるわけでありませぬけれども、村の方針をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 ため池への転落などの防止対策としましては、周囲への転落防止柵の設置ですとか浮き輪等の常備が有効だと言われております。農業施設維持管理適正化事業というものもありますので、こういったもの、それから出し協働事業、それから多面的機

能支払交付金事業の補助メニュー等を含め、各ため池の管理者に情報提供をしておるところでありまして、安全対策を図るように促しております。

ただ、所有者がよくわからんというところもありますので、できるだけこれは追求をしながら、その地域全体で何とか保全を図るというようなことを促してまいりたいというのが考え方でございます。

ため池による災害を軽減していくということにつきましては、国と村と施設の管理者や住民、それぞれが防災に向けた点検を行うですとか、そういった行動と情報の共有、意識づけが必要だろうなというふうに思っております。

やっぱり引き続きため池の管理者と連携をして点検活動は続けていくということをお願いしたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 特にため池の事故の中で子ども等の転落事故等によつての死亡事故等がありますと大変なことになってしまいますので、そういう意味では、事前の対策を行ってもらって、中川村からそういうような不幸な事故が起こらないような対策をぜひとも行ってもらいたいと思うわけでありまして。

災害関係につきまして、過去2回、それから今回と3回にわたって中川村の防災体制について質問してきたわけでありまして、最後にちょっとまとめということで、ちょっと一連の流れの中で村の考え方を再度聞きたいというふうに思っておるわけでありまして、数十年に1度の豪雨、数千年に1度といった大地震があつた起こるかもしれないというふうに考えておるわけでありまして、大規模災害時において自然災害を完全に封鎖することができると思つてではなく、災害時の被害を最小化する減災の考え方が重要だと考えておるわけでありまして、自然の驚異は年々増加しております。幾ら強固な堤防や建物をつくつても自然の力にはかなわない、人間が抑え込むのではなく、自然の力を和らげたり避けたりすることで被害を最小限にとどめようというのが減災の考え方だというふうに考えております。

備えは1つとは限らない、幾つかの対策を総動員する必要がある、まず住民が防災への意識を高めること、過去の災害を教訓とし、みずからの命を守る行動を身につけるべきだと考えます。数十年に1度の激しい雨が降り続く場合など、自治体が出した避難指示に従つた住民は極めて少なく、避難指示のタイミングや出し方に問題がないか、住民の受けとめ方に問題はないか、適切な避難情報が求められると考えます。

地方は過疎化が進み、災害に対するもろさが露呈しています。問われるのは防災力です。2014年の長野県北部を震源とする地震で白馬村は70棟を超える住宅が全半壊となったが、一人の犠牲者も出さなかつた。警察や消防の救助が来る前に隣近所が協力して安否確認や救助活動をしたからだというふうに言われております。地区の防災組織が平時から災害時に支援が必要な高齢者やひとり暮らしの家を地図に落とし込み、誰が安否確認をするか事前に決めていたことが犠牲者を一人も出さなかつたことにつながつたと報道されておるわけでありまして。

防災の基本は、人が人を支え助け合うことだ。

阪神淡路大震災でも多くの方が自力か家族、隣人らに救出され、消防や警察などに

救出された人は2%に過ぎなかつたと報道されております。

自分の命は自分で守るという自助、自分たちの地域は自分たちで守るという共助などの言葉だけではくれない、地域の歴史的、文化的な営みや地域のきずなが地域を守つております。同時に、自治体や国による公助を総動員することが地域の防災力を高め、災害に強い村づくりにつながると考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 議員がおっしゃるとおりかというふうに思います。

先ほど最初に言いましたけれども、もう既に地震、大規模地震については予測不可能ということでありまして、あと、土砂災害や洪水、氾濫警戒情報は、これはうまくつつつか、正しく活用して避難準備行動を早く起こすこと、高齢者の皆さんについても早く避難をすること、こういったことが重要でありまして、そのときに、じゃあ一人も災害に遭わないようにするにはどうするか、やはり地域の日ごろの助け合い、そのところに、非常に弱者と言われていたような体の弱いつつつか、不自由なお年寄りですとか子ども、妊婦さん、こういった方もいますので、こういった人たちをどうやって声をかけ合いながら早く避難するか、こういうことは、やはり地域の防災組織との日ごろからの助け合いをどうするかということであるかと思つております。こういう意味で、現在、保健福祉課と社会福祉協議会で各地区での懇談会を開催しております。もちろん地域で、福祉的な意味で総合支援事業をどうやって構築しようかということが実は大きな柱なんですけれども、その中でも、まずどこにどういるんだつつか、そこを把握しながら、そこにやっぱり防災の係としても、行政としても加わつていく、そういう中で全体の避難体制をきちんとつくつていくということが非常に重要かと思つております。おっしゃられましたように、地道な活動を通じて共助、こういったことをつくつていくという大切さを何回も話し合いを重ねながら改めて感じてもらつたこと、こういったことが必要かと思つておりますので、私どもとしても、そういう方向で今後取り組んでいきたいということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) もうこれで3回、これで質問、この防災対策については質問してきたわけでありまして、それらを踏まえて、交通防災係の担当者が1名増えたり、それから、今話がありましたように、いろんな部分での発想の考え方も変わつてきたのかなというふうに思つておりますし、それから、やり取りをする中で少しでも村の防災力の向上につながつていけるのかなあというふうに私は個人的に思つておるわけでありまして。

それで、いずれにしましても、これからは大規模な災害が多発してくるようになってくるわけでありまして、そういう意味では、いろんな部分を想定しながら村の防災力の高揚に努めてもらいたいと思つております。

3回にわたつて防災につきまして申し上げてまいりましたけれども、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 これ松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、7番 桂川雅信議員。

○7 番 (桂川 雅信) それでは、一般質問通告書に従って質問いたします。

冒頭に、私の質問3番目に不適切用語があるのご指摘がありました。私は、個人的には差別感覚でこの用語を用いておりませんが、用語の是非についてこの場で議論することは本意ではありませんので、質問の際には訂正して発言いたしますので、御承知おきいただきたいと思います。

まず最初に「地下水保全条例を制定し、村内の地下水資源の保全を急ぐべき」という、これは私の提言として受けとめていただきたいと思います。

3月議会では、私は、村内片桐地区の上水道水源は、そのほとんどを地下水に依存しており、経年的にそれらは劣化することを指摘し、新規水源の確保を急ぐべきとの意見を出しました。その際に行政から新規水源の確保も必要であると認識しているとの回答もありました。

しかし、現状の問題は、村内の地下水資源が将来にわたって健全な状態で保全されているのかどうか、どこにも保障がないという点にあります。

最近、村内のある地区でミニ開発が行われ、住民から余りにずさんな工事に批判の声が上がった地区があります。この工事は後ほど述べますが、この業者は、現在ボーリングを行って地下水の揚水設備を設置しております。この地点は針ヶ平の上水道水源から約110m程度の地点にあります。針ヶ平の上水道水源の地質調査資料によれば、この周辺は粘土まじり砂れき層が厚く堆積しており、開発業者の揚水地点は村営水道水源である揚水深度105mの影響範囲内にあることは間違いありません。

村行政は、これまで地下水資源の揚水については、地下水を土地所有者の私水、私の水ですが、私水として扱ってきたので規制等をできないという立場であったと考えますが、このような状況では、村民の貴重な共有財産を守ることはできないので、中川村地下水保全条例の制定を急ぐべきと考えます。

以下に、その根拠について述べます。

御存じない方も多いので、ここで国が制定した水循環基本法について資料を添付しましたので、紹介いたします。通告書の後ろのほうに私が資料を添付いたしました。水循環基本法の成立と展望という冊子の表紙と目次、それから序文の衆議院議員 石原伸晃議員の、これ、水制度改革議員連盟というのがありますが、この代表の序文が掲載されているものと、それから水制度改革議員連盟のメンバーについて記載しコピーを添付しております。ごらんいただくとわかると思いますが、この水制度改革議員連盟は超党派で設立されておりまして、自民党から共産党まで、当時の法制定時の各政党全部から賛同を得て議員立法が行われました。この法律は平成26年3月20日21日に両院で全会一致により可決・成立した法律であります。この法律の制定までに要した国民運動の内容は省略しますが、この法律は、政府提案ではなく、立法府である国会において超党派の議員立法によって全会一致で制定されたものであります。この法律によって、我が国では、近代日本の成立後150年たつて初めて水の基本法、水の憲法とも言えるものが成立したのですが、その内容については国民に余り知られておりません。その理由は、ここでは触れませんが、多くは、国の政府機関

が縦割りによってこの立法をどちらかというとないがしろにしてきたというのが経過としてあります。

しかし、水循環基本法は国民生活にとって重要な内容を含んだものであります。この水循環基本法の重要な点を挙げるとすれば次の3点であります。

この法律では、水循環という言葉は初めて法律上に定義し、健全な水循環の維持、回復するための施策を包括的に推進していくことを掲げました。

第2に、この法律の基本理念第2項では「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」と述べ、水が国民共有の財産であることを認め、その恵沢の世代間での公平な享受を理念に掲げていることでもあります。

第3に、基本理念の第4項で「流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。」と規定したことであります。

特にここで強調したいのは、今回の地下水との関連で言えば、水は国民の共有材と規定した点であり、これまで公水と私水、私の水ですが、公水と私水という土地所有者、あるいは土地の管理者の所有物のように考えられていた水が、水循環という視点から見ると表流水も地下水も国民の共有材であると規定した点が画期的な点なんであります。

そして、この基本理念のもとに地方公共団体の責務、第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。水の適正かつ有効な利用の促進等という第15条では「国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適正に講ずるものとする。」と述べています。すなわち、この基本法の制定によって、私たちは村内全域の地下水を村民共有の財産として管理する法的な根拠を持ったことになるんです。

一方で、国の法律の未整備が長い間続いてまいりました。この水循環基本法が成立する以前ですが、地方自治体による地下水の公的管理が進展してきたことも注目すべき事実であります。1960年代以降、水道水源であった地下水汚染に対する損害賠償を認めたり、地下水を共有資源として近隣に利水障がいを与えないよう取水に合理的制約を課したりする裁判例があらわれるようになり、地下水保護に対する法的認識が深まっていきました。そういう中で、特に水資源として地下水利用が重要な位置を占めている地方自治体において、国の法律に先駆けて地下水管理を志向した条例が制定されるようになったんです。国土交通省の調査によると、これはちょっと古いデータなんですけど、地下水の採取規制や保全に関連した条例及び内部規定は、平成23年3月時点において全国で517件存在しています。うち条例が420件、要綱が79件、指

針、要綱、方針、計画等が18件となっており、地下水に関する法的対応は必要な地域で個別に進んでおります。

県内外では、上位法とは関係なく地下水資源の保全を目的として条例制定を目指した多くの事例が既にあり、結局は地域住民の利益を守ろうとする行政の姿勢にかかっていると云わねばなりません。

水循環基本法のもとでは、地下水の健全な水循環を阻害し、流域住民への利益を将来にわたって損なう現象については、地方公共団体として水量の増減、水質悪化等、水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制、その他の措置を適切に講ずることが求められています。これは、土地利用者が誰であるかにかかわらず、健全な水循環の維持、回復を達成するためには、行政は水利用に対する規制、その他の措置を講ずることを求めているのですから、村としては早期にこの講ずる措置を規定する条例を制定する必要があります。

地下水は、私水、私の水ではなく、国民、地域住民共有の財産であります。このことは国が法的に認めました。伊那谷の土地を流下する地下水は、この地域住民共通の財産ですから、中川村内の天竜川に流出する地下水の利用については、村は行政として利用と規制を推進する責務を負わねばなりません。

地下水を上水道水源として利用することは村民全体の利益にかなうことであり、共有財産の活用としてあるべき姿ですが、この財産を私的な目的のために占有しようとすることは、地下水資源の多様な状況を判断して許可の可否を決定すべきものであり、その根拠としての条例制定は急がねばなりません。

かつて外国企業が日本の水資源をあさっているとして問題になったことがありましたが、そのころ地下水資源は土地所有者の私水としての考え方が蔓延しており、効果的な対応ができないまま推移してしまいました。

しかし、水循環基本法が制定された今、私たちは法的な根拠をしっかりと確立して水循環の機能を維持、回復することが可能になったのであります。

中川村の村民にとって地下水は貴重な上水道水源であり、命と暮らし、生産を支える生命線でもあります。中川村の地下水資源を将来にわたってしっかりと守り、地下水を上水道の水源として確保し続けるためには、村は法に基づいた制度確立に早急に踏み出すべきと考えますが、村長の見解を聞きたいと思います。

○村 長 村の上水道の水源につきまして3月議会でも答弁をいたしました。沢入水源として表流水を1カ所、また地下水水源として深井戸地下水を片桐地区に7カ所設置をして事業を展開しております。

特に地下水源については、過去において3回、3カ所枯渇をしておりまして、将来的に新規水源の確保は必要と認識をしております。

しかし、災害時の緊急時等を問わず、あらゆる課題について、特に隣接する町村との連携強化との取り組みもあわせて進めていく必要があるとは思っております。

とは申せ、表流水の取水ができなくなった場合、配水池が土砂災害等で被災した場合などを考えると、地下水源はやはり大切な公的資源として確保する必要があると

思っております。

長野県内にも地下水源を保全する条例を持つ自治体がたくさんあるようでありまして。安曇野市などは、北アルプスの豊富な伏流水が農業生産や工業生産及び観光資源として生かされております。最近、地下水位が下がっておるということを知っておりまして、これらも条例制定の背景になっておるのかなあというようなことも思います。

議員がおっしゃられたとおり、早急に公水としての水の確保、これを私水的な扱いをしないという意味で条例を、早く保全条例を制定すべきであるというご指摘でありますけれども、よくわかります。わかりますが、まずは、基本法の趣旨をまず理解しながら、早急ではありますけれども、勉強会から始めていきたいと、こういうふうには思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 意見としてお聞きいただきたいのですが、私は、この水循環基本法制定の国民運動にも参加しておりました。制定後の5年を経た本年5月23日に開催されたシンポジウムの国会請願行動の呼びかけ人ともなっております。この法律を動かすのは、この法律は政府機関が、実は、先ほど申し上げましたが縦割りにこだわっております、ある意味、この法律自体が機能不全に陥っております。この中で、実は、なぜそんなシンポジウムを5月に開催したかといいますと、この法律を動かすのは地方であるというのが主な狙いでありまして、国会請願には各政党の議員の方々が向かっていただきましたけれども、実際にこの法律を動かすのは多分地方公共団体であろうというのが大体の皆さんの一致した見解であります。ですので、ぜひ、それぞれの地域で、中川村で、この地下水を生かす、この法律を生かす条例の制定を早い時期に行っていただきたいというふうには思っています。

先ほど村長から安曇野の話が出ましたけれども、実は安曇野にも私何回か呼ばれて講演に行っておりました。あそこの地下水は、松本の盆地の地下水盆というかなり広大な地下水がありますけれども、今あそこ地下水が低下しておりまして、大きな問題になっております。安曇野の場合は、地下水の経済効果が900億円を超えております。安曇野の一般会計予算は400億円ですので、その倍以上の経済効果が安曇野にあるというふうには指摘されております。こういうことを考えますと、村の経済にとっても非常に重要な資源であるということもぜひ考えていただいて、ぜひ勉強会から始めていただいて結構ですけれども、条例制定に向かって進んでいただきたいというふうには思っています。

次に2番目に移りたいと思っております。2番目はミニ開発、ちょっとミニ開発といいますがとわかりにくいかもしれませんが、開発事業の調整に関する条例から除外される開発行為等というふうにお考えいただきたいと思っております。これについて、地域環境と村民の住環境を守る立場から条例改正あるいは指導要綱を制定すべきではないかというのが私の質問の趣旨であります。

中川村には、村内で宅地造成等の開発事業について開発事業の調整に関する条例があります。この条例に規定する事業については、実施基準と事前の届け出、協議が義務づけられているものの、この規制では「土地の造成にあつては、その面積が3,000

平方メートル未満、建物の設置等にあつては、住宅以外のものについては、その延面積が 300 平方メートル未満、住宅については、その延面積が 300 平方メートル未満で、かつ、5 戸未満であるものは」除外されております。従来は、この除外された事業であつても事業者と地区との関係は、施工前に協議をするなど、ある程度意思疎通が図られていることが一般的であります。最近、針ヶ平地区では行政がコントロールできない状態で問題が発生しております。早朝から深夜まで土工事を行う、ものを燃やしたまま夜間まで放置して通報され消防車が出動する、抜根や切断した樹木を高く積み上げたまま放置する、ボーリング実施時には大量の泥水が側溝に流出するなど、常識では考えられない施工が繰り返され、周辺住民からの苦情に対しても誠意を持って対応する姿勢が全く見られないまま土工事は終了しています。このまま建築工事が始まった場合、周辺の住民としてはどんなことになるのか心配するのは当然ですし、完成後に事業者と良好な関係を築けるかどうか危惧する声もあります。

規制や届け出義務のない開発事業等は、通常は施工者の常識的な行動に委ねられてきましたが、このままでは法的規制がなければ何をやってもよい状態が放置されることになり、地域と事業者との関係修復は不可能になってしまうかもしれません。

現状では、村の行政では事業者が行う建設工事が村の開発事業の調整に関する条例で除外されるものであるのかどうかを確認することもできず、協議もされない状態で事態が進行し、住民からの苦情によってのみ状況を把握するという状態ですから、まず工事着手前に行政としての判定や指導ができる制度的な仕組みをつくっておくことが重要で必要です。

先ほど申し上げましたように、この開発事業の調整に関する条例では除外規定が幾つかありますけれども、例えば、その延べ床面積は 300 ㎡未満、住宅以外のものですが、これは除外されることになっておりますが、この土地につくられる事業所の建物が 300 ㎡未満だというのはどこでも今確認することはできない、建築確認申請そのものが村を通過するようになっておりませんので、この確認すらできないという状態になっております。ということで、工事着手前に行政としての判定が、あるいは指導ができる制度的な仕組みが必要だというふうに考えております。この仕組みは、新たな条例制定をしなくても、現状の開発事業の調整に関する条例に付加する形で、この条例で除外されている事業内容について届け出を義務化し、地域との協議を進めるための何らかの規定を設けるなど、行政として関与する手順を強化する方策で実現できるものと考えますけれども、どうでしょうか。

○村 長 7 番議員の報告をいただきまして、今経過をお聞きすると、幾つかの問題点と、やはりそれに対しての行政側の対応をちゃんとしなきゃいけないということを検討する必要は感じております。

まず、早朝や深夜までの工事につきましては、公害、大気質等、苦情・紛争処理として苦情相談を受けた場合、村が現地調査を行いまして、関係機関と連絡をとるなど、発生源に対する指導、助言を法的には行うこととなっております。

それからまた、ものを燃やしたまま夜間まで放置したという場合には、状況にもよ

りますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、屋外で廃棄物を焼却する野焼き、これに恐らく該当しておりますので、野焼き防止策として今後も村の広報誌やホームページを活用しまして、野焼き等を見つけた場合には情報をいただき、現場確認を行い、必要な指導等を行っていきます。実は、この通報がありまして、これは野焼きに当たるといふことで、これはやめていただきたい、ほしいということは担当課のほうで言うておるといふようなことも聞いております。

もう一つ、今後村民が健康で快適な生活環境の確保、これが脅かされる事例が複数見られるような状況が確認された場合には、議員がご指摘のように工事着手前に行政としての判定ができる制度、届け出の義務化——届け出の義務化という非常に難しい言い方になりますが、少なくとも届け出を必要とするように、これは届け出ですから、その後どういふふうに判断するかっていふのはまた別ですけれども、そういうことによつてきちんと把握をしていくということが最初かと思つておりますので、こういったことについて検討していく必要があると思つております。

現在あります関係法令との整合性、他市町村の事例等を参考にして、今現実に網にかからないといふか、私どものほうで把握できない部分が現実に存在しておりますので、こういったことについては早急に検討してまいりたいと思つております。

○7 番 (桂川 雅信) 確かに一番まずいのは、行政が住民からのクレームによつて気がつくといふのが一番まずいことでありまして、むしろ事前にこういう工事が行われるといふことが把握をされていると、情報はきちんと提供されているといふことが大切だと思つておりますので、これは許可ではありませんので、届け出さえしてもらえればこういう指導はできるわけですので、ぜひそちらの方向に進んでいただきたいといふふうに思つております。

3 番目に移ります。3 番目は「土砂災害が発生しても犠牲者を一人も出さないために、村民への警報レベルと避難行動に関する啓発活動を強化すべき」という点であります。

昨年 9 月議会の一般質問で私は、災害時に犠牲者を一人も出さないために村民の避難行動を促すことを述べ、その際、24 時間降水量の目安などについて触れました。そのときに村長は「感覚として 24 時間雨量が 200mm を越えたら危ないんだということ、避難をもっと考えられるような機会を、まず地区の皆さんにしっかり持つてもらふということもあわせて」「お話しをしていく機会を考えております。」と回答していただきましたが、この半年の間に行政から村民への啓発活動については進んでいないと思つます。行政自体が正常性バイアスに陥つてはいないか真剣に検証する必要があります。

避難行動に関する啓発活動とは、一遍の通知で事足りるものではありません。村民が空振りをよしとし、むしろ避難行動を見逃したことを反省するような雰囲気醸成することが求められていると思つます。

地震はいつ襲われるかわからないものですが、水害と土砂災害は降雨量が目安となっておりますので、今では降雨状況に応じて予測可能な災害となつており、犠牲者を出さない取り組みの中心は、いかにして村民の避難行動を促進するかにかかつてい

ます。

大雨や洪水などの際、市町村による避難指示や勧告や県と気象台が出す土砂災害警戒情報などの情報を災害の切迫度に合わせて5段階の警報レベルで示す仕組みが5月29日、全国で始まりました。昨年7月の西日本豪雨で避難のおくれによる多くの犠牲者が出たことを踏まえ、必要な行動を直感的に伝える狙いと言われています。

しかし、最大の問題は、これらの避難情報の提供を住民がみずからの問題として避難行動に結びつけるかどうかにかかっています。

昨年の西日本豪雨の際に、避難行動が何度も空振りになっていたので今回は避難をやめようと思っていたけれども、娘からの電話があってやっと避難をして命を落とさずに済んだというインタビュー記事を読んだことがあります。

住民の皆さんには、警報レベルに示された避難行動にいつでも移れるように、啓発活動を何度でも徹底する必要があります。特に、警報レベル2と警報レベル3という時点での対応はとても重要です。新聞報道では3と4がすごく大事だというふう書いてあるんですが、私は2からだというふうに考えておまして、というのは、この時点での降雨の状況は、相当量の雨が降っているのに直接的に身の危険を感じるようなものでないことがあります。これまでのこの程度では大丈夫だったという正常性バイアスが働いてしまうことがあるからであります。被災者のインタビューで「自分の人生で初めて経験した雨だ。」という言葉がよくありますが、近年の集中豪雨の形態は数百年に1度の雨が頻繁に繰り返されているのですから、人生80年の経験などでは決してはかることのできない雨が降っているのだということを住民の皆さんによく理解してもらう必要があります。

特に中川村、伊那谷で注意しなければならないのは土砂災害への警戒です。洪水や氾濫は降雨量と水位情報で把握可能ですが、斜面の崩壊や土石流は突然発生するように思われているので、避難が間に合わない場合があるんです。しかし、土砂災害も降雨量が引き金になっているんですから、正しく情報を理解し行動できれば、土砂災害に遭遇せずに避難することは可能であります。

昨年の9月議会でも私は、降雨履歴と土砂災害の関係を国のデータをもとに説明いたしました。重要なことは、専門家だけがこのことを知っているだけではなく、広く住民が降雨量のニュースを見ながら自分でも避難準備を始めることができるようにしておく必要があるということでもあります。今からでも遅くありません。計画的に全村での啓発活動を進めるために、行政の担当の手が足りなければ村内の防災士や専門家に協力を要請して開始してみてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○村長 おっしゃるとおりかと思いますが。3番議員のご質問でも、その点を追及いただいたということで、私もそういうつもりでお答えをしたというつもりでございます。

ちょっと話は変わりますが、5月に信毎の——信毎のでもないんですが、市町村長の防災に対する心構え、避難指示を出すのは市町村長であり、何をもって、どこをポイントにやるのかということ、マンツーマンの教育を東京で受けてまいりました。やはりそれは、一つは、ここにも言われておりますとおり、空振りであっても、それ

を恐れることなく事前に行動せえと、このことを口を酸っぱくして言われましたし、もう一つ大事なことは、地域住民は、先ほどおっしゃいましたとおり、自分のところは、今までの経験、これでなかったから大丈夫だというのは、議員おっしゃるのに、人生80年という、たかだかということになるわけでありませぬけれども、こういう経験のないことがこれから起こってくるし、そういった大丈夫だろうという、そういう安全、自分のところはという、安全なほうへどうしても考え方が片寄るっていいですか、そういうことをいかに払拭させるかということは、やはりこれは口を酸っぱくしながら我々が言い続けなければならないし、自主防災組織もそういうふうにやっていってもらわなければならないというふうに思っております。

最近、NHKの朝の番組の中で避難スイッチという言葉が朝やっております。これにつきましては、地区ごとに、例えば近所のこの水路が——水路っていうか、小河川ですけど、このくらいまで水がついてきたら、これはどうも危ないとか、そういったようなものであります。行政の勧告や指示がなくても避難するということかと思えます。9月の議会で回答した日雨量200mmで危ないんだよというようなことも避難スイッチに通じていくんではないかというふうに思っておりますので、こういったことを、各地域ごとに目安となるものを自分たちで話し合いをいただきながら、このものをつくっていただくということが必要かと思えます。それには、防災士の皆さん、専門家の皆さんのご意見を入れながら一緒に作成していただければというふうに思っておるところでございます。

○7番 (桂川 雅信) 先ほど村長から気象台のほうから線状降水帯に関する予報が出るというふうに言われていました。多分、伊那谷を襲う場合の豪雨災害の典型的な例として、三六災害がそうですが、線状降水帯による被害は恐らく今後もかなりの確立として高いんじゃないかというふうに思っております、気象台のほうから線状降水帯の予防が出ているときには、ぜひ、これを早目に村民に知らせていただきたい。この線状降水帯っていう、何っていうか、用語自体も村民の皆さんに早く知っていただいたほうがいいと思います。これは専門的な用語ですけども、皆さんに知っていただく必要のある用語だと思いますので、ぜひ、こういう点も啓発活動の中に入れておいていただきたいというふうに思います。

同じ防災関係の質問で4番目に移りますが、本年度、ハザードマップの作成が3カ所、たしか予算化されていたと思います。私は、この対象地域の中で、マップの作成に当たって、住民参加型にさせていただいて実効性のあるマップづくりをしてはどうかという提案をしたいと思っております。

従来のハザードマップづくりは、行政や委託された業者が完成品の説明をする程度で終わっていたというふうに思いますが、これからのマップは住民みずからが考え行動するための資料とすることが重要であると私は考えています。特に避難経路の問題などは、現実に避難行動にとって重要なテーマにあるにもかかわらず、豪雨時の現実の問題として現場状況が考慮されていない場合もあるかもしれません。実は、私もすごくそのことを感じているんですが、地形の変化や災害の歴史的な経過も含めて、避

難経路や避難方法は現地の地域住民しかわからないこともあります。

普段できないことは、本番では決してできません。避難経路の確認と準備は、住民の命を守る最大限の準備とさせていただきたいと思います。このような考え方でハザードマップづくりは、全国でも事例が生まれております。京都の宇治市では、もう既にこういうマップがつくられておまして、もう一つ、私が気になっておますが、見守りが必要な方々がいらっしゃいます。障害者の方もそうですし、ひとり暮らしのお年寄りで身動きがとれないような方もいらっしゃいますけれども、そういう方のためのマップづくり、避難のためのマップづくりも、ぜひ毎年見直しが必要ではないかなというふうには思っておまして、状況の変化に対応できたマップづくりをぜひしていかないといけないと思います。その基本となるマップがハザードマップづくりの中でできれば私はいいと考えておりますけれども、このような取り組みをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長

マップづくりにつきましては、予算の中でもご説明申し上げましたが、まず住民の皆さん自身に避難行動を考える機会にさせていただくというふうにしたいということでありまして、住民主導の自主避難計画策定ということを課題に置いて予算化をしてきたというところであります。この半年間でありまして、総代さんを通じてこの計画にぜひ取り組んでいただきたいということの働きかけを続けておまして、ようやく、複数の地区を1つのエリアとしてようやく話がまとまりまして1ブロックできるというところまでこぎつけてまいりました。何とかこれを先行事例として他の地域に広げてまいりたいというふうに思います。

マップづくりにつきましては、まず村がつくりましたハザードマップが、これがたたき台でありまして、それを実際、自分たちの地域ではどういう危険がまずそこにあるのかということと、避難につきましても具体的にどのように避難をしていくのかということ、それぞれ住民の皆さん自身に話し合っていていただいて、その地域独自の避難マップといえますか、ハザードマップをつくるという事業であります。

3地区というふうに計画をしましたが、半年間働きかけを続けて、ようやく1つまとまったということでありまして、前途はまだまだ多難でありますけれども、何とか広げてまいりたいと思います。

○7 番

(桂川 雅信) 今、住民参加型という話をさせていただきましたが、この地域は土砂災害もかなり予想されるところでありますので、昨年の9月議会で私ちょっと申し上げましたが、地下水の流動に関するマップもぜひつくっていったらどうかと、これは簡単なことでありまして、地域の方々が雨が降った後、のりのり尻のところから水がもしずっと出っ放しだった所はどこにあるのかとか、そういうところをきちんとマップをつくっていくだけでも災害時の対応で非常に役に立ちます。土砂災害というのは地下水が引き金になっておりますので、降雨時に降雨の後、のり尻のところから水がずっと長い間出ているというような所は、かなり雨が降った後、そこは地下水が高くなって、そこにたまっているということでもありますので、そういうところをピックアップして図示しておくということもかなり重要な仕事になってくると思いますの

で、これはもう地元の人しかできませんので、ぜひ、こういうこともちょっと考慮していただいてマップの作成に進んでいただきたいというふうに思います。

5番目に移ります。5番目は持続可能な開発目標と来年度予算要求についての取り組みについてであります。

現在の地方創生戦略にかかわる事業は本年度が最終年度であります。恐らく次年度からも形を変えて何らかの同様の予算編成がなされること花違いないでしょう。しかも、この中に国際目標となったSDGsとの組み合わせも増えてくると思われま

す。持続可能な開発目標とは、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、国内でも各省庁が取り組んでおります。

村でこの課題を取り上げる場合、持続可能な事業として新しい価値を生み出していくことが大切なことであると私は考えております。

既に村では懸案だった望岳荘のまきボイラーが設置されますが、この基盤となる事業は、森林資源の活用とエネルギー費用の村内循環という、小規模ではありますが、環境と新しい価値の創造をリンクした事業でありました。

一方で、村内で新しい価値を生み出し、それが持続的に村内を循環するという点では、廃棄物を利用したエネルギー回収は、マイナスからプラスを生み出し、かつ環境に配慮した持続的な社会の構築にとって重要なテーマになるものです。

また、新しい価値を生み出すという点では、新たな地域創生戦略の重要なポイントであると考えております。

もちろん行政は、そのまま収益事業を行うことはできませんから、本年度から構想されている(仮称)交流センターのような法人組織は、このような事業の中心的役割を担う必要があると私は考えております。

曾爾村の研修報告をした際にも、私は新しい公共という構想をお話したと思います。

ドイツのシュタットベルケは、自治体出資の民間経営事業体としてエネルギー事業等で得た収益を利用して地域の公共交通サービスや公営プールの運営など赤字事業を自社の内部事業として取り組み、地域のインフラサービスの提供を行いつつ、事業全体としては黒字を確保し、事業体としての持続可能性を確保している点に特徴があります。

日本では、日本版シュタットベルケを推進しようとする自治体も出始めており、この動きは地域創生戦略やSDGsとの動きと連動しております。

来年度予算編成は、すぐに準備が始まります。次世代の地域創生戦略を村の収益構造の構築と連動させて検討する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○村 長

平成30年の12月議会で8番議員にお答えをいたしました。30年度では、地方創生に向けた――今の、4番議員でしょうか。失礼いたしました。4番議員で、あの当時、すみません。私が、ちょっと認識が間違っておりましたが、とにかく、30年の12月議会でもお答えをさせていただいたとおりであります。

木の駅を始めました。これも一つ前に向けた取り組みかと思っておりますけれども、廃棄物を利用したエネルギー生産をして地域に還元する仕組みができれば、SDGsの17の目標に確かに一致するものと考えます。畜産廃棄物に野菜くずなどの生ごみを加え発電をして、電力供給や熱供給をしていくという考え方は、私が思うに非常に理想的だなとは思いますが、今想定しております議員がおっしゃられている施設につきましては、現在、堆肥化途中の臭気の除去を検討している段階でございますし、この問題の解決から、まずは検討を始めていきたい。

大きくは、議員の提案に関連しまして、別の施設でも、例えばキノコ施設なんですけれども、そこから出る廃おがとございますか、こういったものを熱源にしたらどうかというようなお話も、これは構想かと思いますが、いただいておりますので、こういう点ももう少し詰めていきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、新しい地方創生戦略の事業として取り組んでいくかどうかにつきましても、もう少し詳細を検討していく必要があるというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 次年度から多分、地方創生戦略、また新しいプログラムが動き始めると思います。その際に、廃棄物を利用したSDGsの枠に収まるような形での新しい予算要望が恐らく求められるというふうに思っております。私は、別に今、種豚センターの廃棄物のことは余りこだわっておりません、あれはあれで解決可能だというふうに思っております。むしろ、はっきり申し上げますと、特に豚の廃棄物は炭素源が少ないためにメタン発酵としては非常に余りよろしくないものですので、どちらにしても炭素源を投入しなきゃいけないということになりますから、ある意味では余計な手間がかかるということになりますので、臭気のほうは別に対応することにして、私は、むしろ村内で出てくる有機性の廃棄物、炭素源をたくさん持っているものはいっぱいありますので、そういったものを廃棄せずに有効活用してエネルギー回収するというで物すごく利益を、マイナスからプラスを生むことができる、収益を上げることができるということは、もうこれは確実ですので、そちらのほうに進んでいったらどうかということでもあります。これは意見として聞いていただきたいと思えます。

最後に、6番目の質問に移りたいと思います。6番目の質問は2つに分けてお伺いしたいと思っておりますので、2回お答えいただきたいと思えます。

1つは、もともと財務省財政制度審議会の建議が先月、5月22日に出ました。出るということになっておりまして、分科会で意見がまとめられたということでもあります。

最初、この地方財政の改革法を議論した際に、自治体職員を人口縮小ベースに合わせて2025年には3万人、約3%減らせるとの試算を提示して人員削減するように求めたというふうに伝えられています。

現在の地方自治体の職員は、既に2005年から2010年までの三位一体改革と平成の大合併で大幅削減されておまして、自治体業務量の増加があっても職員数が増やせないために、住民サービスの低下や職員の過重労働を招いているところもあるほどであります。

また、職員削減は小さな町村役場ほどその影響が大きくて、市役所と同様な業務であっても1人が複数業務を兼務する状況となるなど、過重な労働はこれもサービス低下につながりかねないものであります。

私は、実はこの村に8年前に参りましたけれども、大変びっくりしたのは1人の村の職員がたくさんの仕事を兼務しているということでもあります。住民税務課の環境の係の方は、たしか住宅の管理までやられていますけれども、犬の問題だとか、さまざまな仕事を全部一手に引き受けてやっています。これは、それぞれの課で皆さんが大体、本来大きな市ですと1つの係で1つの仕事というのが普通だと思いますけれども、1つの係でやっているような仕事を1人でやられていると、しかも複数の係でやるような仕事を1人でやられているというふうな状況であります。こういう状態というのは、ちょっと私は異常だなというふうに感じまして、逆に村の役場の職員はよくやっているなというふうに感じました。逆に言うと、そういう仕事になってしまえばしまうほど、言われたことしかやらなくなってしまふんじゃないかと、私は非常にそれを危惧しております。村民のために今一番必要なものは何なのかということ自分の頭で考えて、自分たちで行政を切り回していくということがなかなかできなくなっていくんじゃないか、私そのことを非常に危惧しております。

もともと自治体を担う業務の中でも医療や福祉の業務は増えておりますし、整備された道路、橋梁、上下水道などのインフラは維持補修、更新時期が到来しております、人口減少下でも業務量は増加する一方であります。もうおわかりだと思えますけれども、今つくられている上下水道や道路というのは、実は、ほとんどこれは私たちの国の経済成長の時代に整備されたものであります。あのころ大量に資本を投下して整備したものであります、今これは更新時期に移っているわけですから、同じような状態が、実は本来、今あるべきであります。相当な苦勞を一生懸命皆さんが苦勞したと思えますけれども、同じような状況が今再び起こっていると、このようなときに職員を削減するなんていうことは決してできないということでもあります。人口減少下でも、業務量は今増加する一方であります。

経済合理性だけを根拠にして自治体行政に介入しますと、それは必然的に住民サービス低下に結びつかざるを得ないであります。

「木を見て森を見ない」というたとえがありますが、財務省審議会の建議は自治体行政の実態や職員の役割を意図的に見過ごした、まさに森も木も見ない暴論であります。

新聞紙上でも「国の発案は短絡的過ぎる」と批判されています。これは信毎の社説でしたけれども、5月24日の社説に出ておりました。この社説では「自治体側は、国の一方的な論法に抗議し、行政改革は自ら実践する立場を明示すべきだ。」と述べています。

村長として、市町村長会などを通じて国の理不尽な攻撃には断固として抗議の声を上げるべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○村 長 自治体が担うべき業務、人口減少の時代になってもご指摘のとおり増えてきておる

ということも言えます。単純に人口縮小のベースで職員数を見る、削減しなさい、できるはずだと言うのであれば、まさに暴論になるだろうというふうに思います。

ただ、財政制度審議会での財政制度分科会での議論としてでございますけれども、公開されている資料を見ると、確かに「令和7年(2025年)までに約3万人の効率化。」という表現がある一方で、その前段として、「今後、人口減少が更に加速し、官民とも労働力不足が深刻化することを踏まえ、地方公共団体の業務・体制を抜本的に見直していくことが必要。」と、中には「AI活用や業務広域化といった取組を職員数の抑制に着実につなげていくべき。」と、業務と体制の見直しによって実現するという考え方もまた示しております。数字はひとり歩きしがちではございますけれども、議論の本質は、前提となっている業務体制の抜本的な見直しがされてのことだというふうに考えております。AIとかロボット化、こういったことでどこまで、これが自治体でどこまでできるかわかりませんが、一つ考えなければいけないことは、今までのようにやっていると行政も行き詰ってくるだろうし、同じようにやっていると認識は私も持っていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一般的に人口減少であるから減ってしかるべきという議論は、いろんなところで起きてくるところであります。前にもありました。こういう状況の中で、合併を促進するときに、国からの交付税、地方交付税がもうパンクしてしまうということで、交付税の削減の大きな動きがあったときに、やはり、あの当時は財務省でしたが、財務省がまず声を上げました。今、教育費の国庫負担制度、これをめぐっても出ておるところであります。

したがって、こういった一方的なことについては、町村会を通じて抗議をしてまいります。

しかし、量的にも質的にも困難さを増す課題、こういったことが突破できるような仕組みを構築していくことも、国は全力を挙げて考えてもらいたい。

私たちが業務量のどこに力点を置いていくのか、できる合理化は合理化しながら、職員を先ほど、つまり表面的な仕事で終わってしまうということにならないように、しっかり考えていかなきゃいけないと、こういう側面も持っておるかと思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 私も行政改革をしなくていいとは一言も申し上げておりませんが、この社説に出ていたように、行政改革はみずから実践する立場、今、村長が言われたようなことで私はいいと思えますけれども、こういうことをはっきりと明示をして、人口が減ったから職員は少なくていいんだということには絶対ならないということだけははっきりと申し上げていただきたいというふうに思います。

次に、もう一つ、この建議の内容で基金についても触れられておりますので、この問題についても一つ伺いたいと思います。

上記の財務審議会の建議では、地方の基金残高が2017年度末に過去最高の22兆円に達したことも挙げて、地方財政計画の策定段階で歳出枠の算出根拠を厳しく見きわめる方針だというふうに伝えられています。この件については、かつて市町村長会が

反対声明を上げた経過があったはずですが、財務省は繰り返し同様の攻撃を仕掛けようとしております。

自治体の基金とは、地方財政が縮小する中であっても住民サービスを低下させないために自治体が将来的に必要な貯金をしているのであって、貯金残高が多くなったから交付税を減額するようなことは考えられない暴論であります。企業が「あなたの家は貯金が多くなったので給与は削減します。」と言っているのと同じでありまして、誰が考えても理不尽極まりないものであります。

このことについても村長は町村会を通じて抗議する意図を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 先ほどもお答えしましたとおり、こういう場になったら抗議は当然してまいりますし、実は、平成29年度に改正されました財政制度等審議会、下水道事業に関してなんですけど、これは受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築は排出者が負担すべきで、国は未普及地域の解消と雨水対策を重点とすべきという方針が示されました。全国知事会、市長会、町村会は直ちに反論して、下水道施設更新等に対する国費の措置に関する要望の要請を行っております。中川村長も、私も署名をいたしまして、町村会を通じて、抗議とまではこのときはいきませんが、要請は当然行っております。

これから、今おっしゃられるような財務省の――財務省へ直接ではなくて、財政制度審議会という、そういう場を通じて財務大臣に答申をして、財務大臣が発表する、こういうルート、こういう手法をとってくる場合が多いわけでありまして、一方的に地方自治体への財政、財源、現状を踏まえられないような行動につきましては、都道府県知事会ですとか、市長会もそうでしょうし、私たちは、先ほども申しましたとおり、3番議員の質問にもお答えしましたが、こういったものについては全国町村会等の場を通じて抗議なり要請を行っていくと、こういう立場であります。

○7 番 (桂川 雅信) あわせて、私は基金の問題について最後の質問をしたいと思えます。

中川村の基金の中でも特定目的基金については、予算議会でも私が述べましたように、目的と支出対象については精査が必要であると考えております。

例えば予算審議で議題となった高度情報化基金と日常的に使用してきた情報機器の更新とは明らかに目的が異なっており、再検討が必要であります。

また、同じ機器更新でも前年度は一般会計の補正予算で対応しているのに、本年度は基金から支出とするというものも一貫性がなく、基金の目的を再度明確にしておく必要があると考えます。

官庁会計は減価償却が認められておりませんので、企業のように再構築資金として内部留保できないのですから、更新時期に一気に財政負担を負わないためにも相当額を再構築費用として基金に積み立てることも検討すべきではないかと私は考えております。

財務省の自治体財政の基金攻撃は暴論でありますけれども、自治体側も無用な攻撃を受けないようにするためにも、特定目的基金の内容を再度精査し、災害対策基金な

ど新たに必要と思われるものも含めて検討すべきものと私は思っております。

参考に少し書きましたけども、災害対策基本法 101 条には「地方公共団体は、別に法令で定めるところより、」これは自治法のことですが、「災害対策に要する臨時的経費」これは括弧して書いてありますが災害の予防、応急対策、復旧など「に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。」となっています。つまり義務的な要件になっておりまして、むしろ災害対策基金というのは地方公共団体は積み立てなければならないという内容ですので、ぜひ、これは新たに基金条例をつくっていただいて、災害対策基金をやっていただきたい。これを実はやっていただけるとすごくいいと私が思うのは、災害の予防にもこれを使えるということに災害対策基本法はなっておりますので、今後の防災事業についても、国からの補助金出ますけども、もちろん 100%なんか出るわけほとんどありませんので、国の補助金が出ないものについては、自治体のこういう基金を使って防災対策をやるということも当然あり得るんじゃないかというふうに私は考えておりますので、ぜひ、災害対策基金の創設についても検討いただきたい。

それから、今後、高齢化社会に向かって、いろいろな福祉、医療についてはさまざまな出費が、私は財源負担が出てくるというふうに思っております。そういうことも含めて、もう一度今の段階で基金の中身を精査していただきたいと思います。今ある村の基金、大体 12 年以上前ですよ、平成 18 年につくられているものがかなり多数ありますけれども、もう一度見直していただいて、私たちの将来に向かって役立つような基金体制をつくっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 基金たくさん積み重なっていくと、これは地方財政計画に基づいて支出をしてきたにもかかわらず、その計画と実際の自治体の支出との乖離が毎年かなりあると、これが基金として積み重なっているというような、国はそういう——国といいますか、財務省はそういう指摘をしておるわけでありまして。

基金につきましては、決して余裕があるわけではなくて、財政状況の中から財源を捻出しながら将来に備えていくというのが基金であります。

基金残高を理由に交付税を削減しようとするということについては、やはりこれは理不尽な言い分というか、言い方だというふうに思います。

村の基金につきましては、活用されていなくて、ちょっと貯金というような現状にあるものがあることもご指摘のとおり事実であります。

基金の目的は条例に定めてはありますけれども、広く解釈が可能でもありますし、高度情報化基金のように造成当時との想定とは異なる、こういったご指摘に当たるものも確かにあります。ご意見を踏まえまして検討いたします。

それから、災害対策基本法でいうところの災害対策基金の積み立て、これについては、庁内でも基金の整理と合わせて検討をしたいということと、今の基金の中に福祉対策としての目的基金がかなりの額で積み上がっておりますけれども、こういったものについての、もう有効に基金を活用して対策を立てていく時期に来ておるような、私自身は認識もありますので、こういったことも含めて、ことし一年は基金の方向性

を整理していくということでありまして。その中で、当然、新たに必要なものの創設も考えてまいりたいというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 村長から、きょうは積極的な反応をいただいた部分もありますので、ぜひ実現に向かって進んでいただきたいというふうに思っています。

以上で終わりいたします。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 3 時といたします。

[午後 2 時 4 1 分 休憩]

[午後 2 時 5 7 分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに提出をいたしました通告書により質問をいたします。

まず最初に「中川村農業振興のための関連事業について」ということでございますが、本年度、村では、農産物の物販、営業によるますところの販路拡大、農業観光振興を担当する地域おこし協力隊員を配置しました。これは仮称であります交流センター設立に向けた取り組みの一つだと思っておりますけれども、中川村の農業振興の観点から、特に農産物あるいは加工品の販路開拓、販路拡大につきまして質問をさせていただきますと存じます。

現在の中川村としての主たる販路開拓取り組みにつきましては、中川村の農業経営者協会などの協力を得て一昨年からスタートを切った高島屋物産展と昨年からの静岡県道の駅富士川楽座への出店など、いずれも短期イベントへの出店取り組みであります。こういった形も毎年継続して実施することにより、中川村という村の周知、あるいは PR、農産物のファンづくりには効果があると思っておりますが、農業振興、特に農家経営のことを考えると、連日ではなくても、定期的でもよいので中川村の農産物を通年販売していただけるような販路開拓も必要と考えております。今後の取り組みを含めまして、村の考えをお伺いしたいと存じます。

○振興課長 現在は、中川村の知名度のアップや中川村の農産物のよさを知っていただく、また消費者の声を聞くといった取り組みが主で、収支が合わない場合につきましても、声をかけていただいたり、地域おこし協力隊が営業で売り場を確保してきたところには積極的に参加をしている状況であります。

また、農産物を提供する農家の方が赤字になるようなことはありませんけれども、人件費や経費等を考えると赤字になるような場所もございます。村や農産物の PR、販路拡大といった意味で、人や経費は村で見ているような状況であります。

名前が出ました高島屋の物産展につきましては、年 3 回、横浜店と日本橋店で開催されるイベントに参加しております。村や農産物の PR や消費者の声を聞くにはよいイベントでありますけれども、1 回が 7 日間という長期ということと少し決まりごとがあるということで、経費も職員の負担も大きな状況になっております。

富士川の楽座につきましては、東名の東京行きサービスエリア内にありますけれども、道の駅ということで手数料も15%と安く、非常に売り先としては魅力的な場所でございます。果物の時期につきましては定期的に出店をしたいというふうに考えております。また、将来的には相互、向こうのもの、物産との相互交流につながればというふうに思っております。

また、地域おこし協力隊が営業を行い、新たな出店先や販売先の開拓も今現在行っている状況でございます。

今後は、村や物産のPRの場としての場所と農産物の販売の場所とを分けしながら、中川にメリットのある販路選択が必要になってくるというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、振興課長からご返答がございましたけれども、やはり今の現段階では、始まったばかりでありますので大きな期待はできないかと思っておりますけれども、こういったイベント的な物産展等も必要ではありますけれども、定期的でもいいので長続きする通年販売という販路をやはり開拓すべきではないのかなというふうに考えておりますので、お願いをしたいのと、特に物産展につきましても回数をできるだけ多くということ、先ほども話がありましたけれども、富士川楽座のほうでは回数を増やしていくというなお話がありましたので、ぜひ、こんなことを期待しながら進めていただければと思っておりますので、お願いします。

そんなことを含めて、次の項でありますけれども、本年度配置されました地域おこし協力隊につきましては、本人に聞いてみますと、既に県外も含めて営業に、さまざまところへ営業に歩いておるといってお話をお伺いしまして、非常に期待をしているところであります。先ほども申し上げましたとおり、慌てることなく進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、通年販売先もこれから視野に入れていくということになれば、やはり取引品目の選定、あるいは販売価格の交渉、それと、やはり一番大切なのは、販売っていうのは代金を回収して販売終了でありますので、やっぱり代金精算と、こういう部分が商談の中では必ず必要になってくるというふうに考えております。物産展等、イベント等の販売につきましては、やはり自分たちで行って、そこで販売をして、自分でお金を回収してくるというような状況があるのでいいと思うんですけれども、そうでない委託して販売をしていただくような部分については、非常に商談が必要だというふうに考えておまして、それと合わせて、もう一点は、やはり物流、配送に問題が出てくるだろうというふうに考えております。こんなことも考える中で、ぜひ、販路によってではありますけれども、JAあるいは今協力いただいております農業経営者協会の皆さん等との農業団体との連携っていうものがこれから一層営業活動という部分の中でも必要になってくるのではないかなというふうに思っておりまして、そんな部分で村の考えをお伺いしたいというふうに思っております。

○振興課長 前段の答弁のとおり、有利な販売先や通年の販売を開拓しているところではございますけれども、農業振興のためには、やはりもうける仕組みづくりが必要であります。販売方法や輸送方法など、検討すべき点は多くあるというふうに思っております。

将来的には、(仮称)交流センターが担うべき事業というふうに考えております。その場合、流通、販売の専門家に加わっていただくか、指導を受ける必要があるというふうに考えております。JAですとか農業者が交流センターの構成員に加わっていただくのも一つの方法と考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 確かに、農業団体、さまざまな方々の交流センターへの参画っていうものが必要だというふうに感じておりますので、これにつきましても十分な検討をお願いしたいというふうに思っておりますし、また、そういう中では、やはり規模に応じた、販路の規模に応じた生産者のグループ化っていうのが、これからはやっぱり必要になってくるのかなと、村全体を網羅するのではなく、やはり販路あるいは販売方法によってのグループ化、生産者のグループ分けといいますか、グループ化、こんなものがやはり必要になってくるということであろうかというふうに思っておりますので、やはり、そういった関係する方々との連携っていうものを密にとっていただければというふうに思っておりますので、お願いをいたしたいと思えます。

続いて、今後の販路拡大、販路開拓、販路拡大のための営業を進める中で必要なことは、営業を生産振興にいかにかかすかということだというふうに思っております。

現状の流通動向は、産地の論理を優先させる生産販売であるプロダクトアウトから消費者ニーズを重視する生産販売のマーケットインへと変化をしてきておまして、できたものを売る時代から売れるものをつくる時代が変わってきたと言われておるわけでありまして。果樹などのような永年作物につきましては、なかなかそういった対応っていうものは難しいわけでありまして、野菜などは営業をもとに必要とされるものを生産する生産振興につながるというふうに考えておまして、村としても今後どういったものを作付誘導していくのか、こんな部分の基礎になるのではないかなあというふうに感じておる次第でございます。こんなことを含めまして、それには営業する地域おこし協力隊員と村の営農センターとの密な連携が大変重要なあというふうに考えております。こんな部分での考えをお伺いできればというふうに思っております。

○振興課長 大きな流れの中では、生産者ニーズを重視してJA等が生産指導を行ってきたというふうに思っております。

しかしながら、果樹や施設園芸など長期の施設投資の大きなものにつきましては、すぐに方向転換がしにくいというふうに思っております。

また、野菜等につきましても、消費者ニーズを勘案しての振興野菜としての作付指導をしていただいているというふうに思いますが、やはり大きな組織の中での生産や流通になるため、細かいニーズに対応しているかといったところについては、多少疑問があるところでございます。

小さな話になりますけれども、少し前まで学校給食センター、生産者、たじまファーム、営農センターとで打ち合わせ会議、打ち合わせの機会を持ちまして、生産者側からこんな時期にこんなものがとれるですとか、また給食センターのほうからはこんなものをこのくらいつくってほしいといった要望が出されまして、調整を行いながら、

農協が生産指導をして学校給食センターへ野菜を供給していました。最近はやっと、品目が整いつつあるのか、打ち合わせのほうは持たれておりませんが、こんなような取り組みも必要のかなと思っております。

市場開拓の中で、直売所等は消費者等の声を拾いやすいので、少量でも対応できるというふうに考えております。消費者等の声を営農センターや交流センターで検討し、作付指導に生かしていきたいというふうに思っております。

また、流通には乗っておりませんが村でつくっているものの中でお金に変えられるような農産物もあろうかと思えます。このような農産物をこちらからアプローチすることも大切というふうに思っております。

小回りのきく取り組みを行っておりますので、いろいろと試していきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、ご答弁をいただきましたけれども、いずれにいたしましても、今、地域おこし協力隊員1名で、こういった営業等、活動のスタートを切ったということでございますけれども、やはり内部の中で、やはり地域おこし協力隊員をきちんとサポートしていく体制が必要だと思っておりますし、地域おこし協力隊員に対して何を望んでいくのか、実際に営業する中でどんなことを隊員にやっていただきたいのかと、こんな部分をやっぱり明確に指示してあげることが必要だというふうに思っておりますので、ぜひ、こんな部分、御留意をいただきたいなあというふうに思っております。

続きまして、やはり農業振興にかかわる部分でありますけれども、農産物加工施設つくっちゃオの関係につきましては、中川村の農産物の付加価値対策、それから6次産業化の拠点として重要であるということの中で、実は昨年も質問をさせていただきました。この部分につきましては、村長からも、今現状の段階では、東京農工大学の先生についても経営的な部分の中では大きな問題もないというお話の中で、今現状を注視していくというお話があったわけでありまして、ただ、やはり住民につきましては、大いにつくっちゃオにつきましては今でも関心を持っておられる方が多いというふうに思っております。こんなことから、今後の取り組みにつきまして再度質問をさせていただきたいというふうに思っております。

農産物加工施設つくっちゃオにつきましては、現在「やらまいか」を指定管理者として果実を中心とした委託加工業務を行っているとともに、地域おこし協力隊員によるアップルシロップ等の商品開発、あるいはまた過去の展示販売室活用によるカフェの営業が計画をされているところであり、私どもも見守っていききたいというふうには思っております。

つくっちゃオにつきましては、村の第5次総合計画の中で村内農産物を活用した加工品開発と販売額の増加により農家所得向上が期待されるという文面が明記をしてありました。本年は、その第5次総合計画最終年であります。他の事業も精査する中で今後の計画が立てられるというふうに思っておるわけでございますけれども、第6次総合計画を立てる中で、このつくっちゃオにつきまして、今までの課題の整理と今後

の方向について関係者で共有が必要であるというふうに考えております。そのためにも運営検討会的なものを、加工施設の運営検討会的なもの、関係者によりますところの、そんな検討会を開催したらどうかというふうに考えておりますが、村の考えはいかがですか、考えをお伺いしたいと存じます。

○振興課長 農産物加工施設が稼働して10年目になります。その間、ジュース、ジャム、パンなどを加工してきました。また、新たな雇用も生み出してきております。

運営、加工につきましては、当初は農業者を中心とした任意の組合でした。その後、途中からは加工を専門にする企業組合のほうへ移行、その後、企業組合が指定管理を受けて加工、運営を行ってまいりましたが、現在は「ふるさとづくり・やらまいか」が指定を受けて施設を運営しております。その中で、農産物の加工は企業組合といった少しいびつな状況であるかなと感じております。

農産物の販売先につきましては、地域おこし協力隊の活動により開拓がされてきているところであります。しかしながら、加工を行うところが少し間に合っていないというような状況でございます。せっかく販売先がありながら、商品、加工品がなければ販売品の増加にもつながらず、加工品の原料を提供する農業者の所得にもつながらないというふうに考えます。指定管理者の意向も大切にしながら、農産物を活用した加工品開発、販売額の増加、農家所得の向上といった初期の目的を確認しつつ、課題整理や今後の進め方を検討するため、関係者間で検討会のほうを開催していきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、ご返答をいただきましたけれども、ぜひ、このつくっちゃオ、この農産物加工施設の運営、あるいは今現状何を実際にやって、今後どういう方向に向かっていくのかという部分を、やっぱり住民の皆さん方にもぜひご理解をいただくようなことを進めていっていただきたいなあというふうに思っております。と申し上げますのも、やはり、なかなか今の現状のつくっちゃオの現状というものを皆さんがなかなか把握できておらんというのが実態なのかなあというふうに思っておりますので、ぜひ、今回検討会を関係者で開いていただくということでありまして、十分今までの課題整理をいただいて、新たな方向へ踏み出す一歩にさせていただきたいなあというふうに思っております。お願いをいたします。

それにあわせて、さきの住民懇談会の中でも、実は、果樹農家からはジュースだけでなく、さらなる付加価値対策というものの要望が出されました。以前、村長からは、商品開発については生産者の思いだけでなく消費者のニーズを調査しながら進めたいという内容のお話がありました。そのとおりだというふうに思いますけれども、村内にも、農家の方、また一般住民の方もさまざまなアイデアを持っておられる方が多いというふうに思っております。村も本年度の基本目標の中で、広く農産物加工のアイデアを求め、研究するなど、つくっちゃオをうまく活用していくという方向で進めておられるというふうに思っておりますけれども、村として、そういうアイデアの集約というものを今後のマーケティングに活用するようなことは考えられていないかどうか、また、お伺いをしたいというふうに思っております。新商品開発には長

い時間を要しますので、ぜひ今から進めるべきと考えておりますので、そんなことも含めてお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

○振興課長 昨年度、女性農業者等が参画したワークショップを加工施設で開催しております。商品開発や商品PRに反映させる、また加工施設に集まってもらう機会として、加工施設を会場に3回開催しております。

また、加工施設ににぎわいをつくるため、展示販売室をカフェにしながら、消費者、農業者、村民の集いの場を創設する予定であります。村の魅力や農産物、農産物加工品の情報発信の場、また商品開発のアイデアの収集の場、にぎわいの場としたいというふうに考えております。当初かかわっていただく予定の方が、ちょっと都合により取りやめになってしまったため、スタートがおくれている状況でございますけれども、農産物加工施設の担当の地域おこし協力隊や指定管理者等と連携しながら、物事が動き出すように進めていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、展示販売室等をまた設置をしたいというお話があったわけですが、なかなか今進んでおらんというお話をお伺いしたわけですが、めんどすればいつをめんどにして立ち上げたいのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○振興課長 地域おこし協力隊のほうにつきましては、現在募集をしております。また、地域おこし協力隊以外の方でも担っていただけるような方を「やらまいか」のほうでも探しているという状況でございますので、人が見つければ早急にそのほうは進めていきたいというふうに考えておりますが、ちょっといつというところの明言はできないというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○1 番 (片桐 邦俊) こんなことも先ほど申しあげました運営検討会みたいなところで十分検討をいただいて、早期に立ち上げできるような対応をぜひお願いをしておきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

続いて、2つ目の質問に移りたいというふうに思っておりますけれども、2つ目の質問につきましては「村内の交通安全対策について」質問をさせていただきたいと存じます。

滋賀県大津市の保育園児の交通事故を初めといたしまして、園児、生徒が巻き込まれる交通事故が全国で多発しております。また、こういった保育園児、生徒だけでなく、毎日のように交通事故の報道がされておるわけでありまして、中川村では、平成26年度だと思っておりますけれども、村教育委員会、PTA役員、警察署がメンバーとなり通学路安全推進会議を立ち上げ、通学路のさまざまな危険箇所の巡回、検討会等を行ってきたというふうに認識をしております。この推進会議は、交通安全だけではなく、ブロック塀事故等を受けた中での安全対策等も検討されてきたというふうに思っておりますけれども、特に今までの中で交通安全対策上で改善された箇所はあったのかどうか、今後の村としての通学路の交通安全対策についての考えをここで伺いたいというふうに思います。

○教 育 長 村では以前から各校のPTAから通学路の安全確保に関する要望書を出していただ

いて、これをもとに改善、解消に努めてきたところです。

平成24年に関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議をしました。

ご質問の中でお話のありましたとおり、平成26年度には通学路安全推進会議を立ち上げ、中川村通学路交通安全プログラムを策定し、駒ヶ根警察署、伊那建設事務所、小中学校のPTA、役場、教育委員会で危険箇所の合同点検と対策の検討を実施してきたところです。その結果でありますけれども、対応できてきた箇所はおおよそ14カ所というふうに思います。東地区7カ所、西地区7カ所というような具合ですが、例としましては、大きなもので西小学校の校門西の信号機と横断歩道の設置、また狭い道での車とのすれ違いの危険な箇所の道路の拡幅、東小学校の学校への入り口交差点の見通しの確保のために民家の庭木の枝を撤去する等であります。

学校からの要望には、教育委員会と村とですぐ対応できるものについては対応しているところです。

今後の対策でありますけれども、各校PTAからの通学路安全確保の要望をもとにした通学路安全推進会議による合同点検と対策検討や村、教育委員会での青色パトロールの巡回を進めます。

また、地域の方々による見守りを続けておっていただくわけでありまして、それ、またPTAの皆さんによる通学路脇の支障木の除去など、大変ありがたいご協力をいただいておりますが、引き続きお願いをして通学路の安全を目指していきたいというふうに思います。

なお、通学路交通安全プログラム対策以外でも、建設水道課で各地区の要望やPTAからの要望により歩道や歩行者帯の設置、拡幅、危険箇所の改良や障害物の除去など8カ所を対応しているところです。

○1 番 (片桐 邦俊) 今まででも多くの危険箇所等の改善を行っていただいたということですが、今後とも、ぜひ、これで終わることなく、検討会、推進会議の継続をお願いしてまいりたいと思っておりますし、また、今、本当に見守り隊といいますか、そういう方々がボランティアでかなり動いていただいております。こんなことも、ぜひ村としてもご支援を考えていただければというふうに考えておりますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

あわせて、もう一点、交通安全対策の中でお願いをさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、中川村を含めまして上伊那の伊南地区、駒ヶ根、宮田、飯島、中川の4市町村であります。伊南地区につきましては、62年ぶりといいますから昭和30年ころですかね、以降に62年ぶりの2年間連続で交通死亡事故ゼロということ達成したというふうにお伺いしております。平成29年、平成30年の2カ年でもありますけれども、死亡事故ゼロということになったようでもありますけれども、大変よかったわけですが、ただ、事故自体の発生件数はやや増加をしておるといってお話をお伺いいたしました。

実は、私も安協の部員といたしまして、ことしも春の交通安全運動期間に街頭指導

を行ったわけでありまして、そんな中で、特に県道の竜東線でありまして伊那生田飯田線につきましてでありますけれども、非常に過去からしまして通行車両が極めて増加しておると、村内だけでなく、近隣の方々の通勤道路という形になってきておるようでありまして、かなり増加してきておると、松川方面に向かう道につきましては、皆さん御存じのとおり傾斜をしております、速度が出やすく、交通事故が非常に発生が心配されるという状況になっておると、私が立っておる中でも、かなりスピードが出ておると感じるを受けながら、なかなか私たちが街頭指導で立っておってもスピードを落とさないというような車も実はあったわけでありまして、そんな部分で非常にちょっと心配される場所でございます。朝は、石上の松から下りの道につきましては、柏原の地区の小学生があそこをバス停まで通路として歩いてくるわけでありまして、非常に、そんなことを考えると、歩道をきちっと歩いておるわけでありまして、大津市のような部分の中で、もらい事故といいますか、そういった部分も懸念をされますので、こんなことも考えると非常に危機感を感じたというふうに思っております。

沿線の地区からは、以前から横断歩道の設置や通行車両の減速のための道路路面標示や立て看板の設置等の対策を求められておるといふようにお聞きをしております。村として警察署や、なかなか、県道でありますので村としていろいろすぐに進めるといふことはなかなか難しいのかもしれませんが、警察署や県など関係機関には、さらに強力に要望をいただいておりますというふうに思っておりますが、これからはさらに必要だと、そういった要望は必要だと思っております、こんな部分、特に最低でも道路路面標示、立て看板、こんなところは、人によってはそんなことをしても効果は上がらないのではないかという言い方をする方もいらっしゃいますけれども、やはり少しでも改善ができる対応ということをこれから考えていかななくてはならないというふうに思っておりますが、そんな部分で、ぜひ警察署、県への要望を強く進めていただきたいと思いますと思っております。村としての考えをお伺いしたいというふうに思っております。

○総務課長 まず死亡事故の関係であります、中川村でも交通死亡事故ゼロ 950 日余りに達しております。今後とも、交通安全協会の皆様を初め村民の皆様のご協力をいただきながら、末永く継続ができればと願うものであります。

ご質問にありますとおり、交通安全対策、公安委員会をお願いをする部分と道路管理者である県にお願いをする部分の 2 面がございますので、それぞれの担当課のほうからご説明を申し上げます。

まず、竜東線の葛北地籍の横断歩道の設置であります、以前から公安委員会への要望ということで駒ヶ根署を通じて上げておられますが、駒ヶ根署及び伊那建設事務所と現地の確認をしてきておられますけれども、カーブが近いということで、逆に危険だということから、横断歩道の設置は現状では困難だといふふうに言われております。さりとて何か対策はということでありまして、いわゆるスピードの抑制対策ということにつきましても地区要望でもいただいております、これについては、もう取り締

まりの強化しかないかなということでありまして、駒ヶ根署のほうにも要望を上げておると、署のほうでも適当な場所があるかないかの調査を行うという回答をいただいておりますので、引き続き要望をしてみたいと思います。

道路管理の関係は建設水道課からお答えいたします。

○建設水道課長 村内国県道の改良、維持修繕及び安全対策等につきましては、道路管理者である長野県に対して毎年要望活動を行っております、ことしも 8 月に地元の県議会議員、また村の議会を代表いたしまして山崎議長さんにもご出席をいただきまして、伊那建設事務所の現地調査を行う予定です。その際に各地区から出された道路改良、維持修繕、安全対策等の要望について現場を確認しながら説明を行っており、伊那生田飯田線のご質問の箇所につきましては、これまでも要望しておりますが、引き続き道路標示や看板の設置など安全対策について要望をしてみたいと思います。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、なかなか、相手がある話でありますので、すぐにといいわけにはいかないと思っておりますけれども、ぜひ強力な要望等をお願いしておきたいというふうに思っております。

以上をもちまして私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

次に、5 番 松村利宏議員。

○5 番 (松村 利宏) 私は、通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず「総合計画について」でございます。

今年度は、中川村第 5 次総合計画、平成 20 年度～令和元年度が最終年度となり、令和 2 年度～令和 11 年度の第 6 次総合計画作成を開始しているところだといふふうに思っております。

第 6 次総合計画は、リニア新幹線・三遠南信自動車道開通後、前後になるかもしれませんが、そのところの中川村の体制を決める重要な計画になってきます。

第 5 次総合計画基本構想、中川村の将来像、基本理念、基本目標、行政運営指針については、前期基本計画も含めて、この 10 年間の検証を行うことが必要だといふふうに思いますが、これはどのように行いますか。

○総務課長 総合計画の構成要素のうちの基本構想部分は、大きく基本理念、基本目標、政策の大綱の 3 つを掲げたものでありまして、いわば計画の方向性を示した部分であります。この部分を検証するということは、方向性がどうだったかという検証になるわけですが、その作業は次期の次の基本構想を策定する議論の中で行われることとなりますので、改めての検証ということはありません。基本構想に基づいて具体的施策を示した基本計画につきましては、5 年ごとのサイクルの終わりに役場内部で事後評価を行っております、これが検証に当たるものかと思っております。後期基本計画は、前期基本計画の検証結果を踏まえて策定をいたしました。

○5 番 (松村 利宏) 憲章につきましては今回回答ありましたが、極めて、次、6 次に向かうための前提条件となりますので、そのところをしっかりと分析をしていただきたいと思います。このように思っております。

第5次総合計画の後期基本計画の検証は、これも既に開始しているところで、現時点までに検証した項目、検証要領についてお聞きします。

○総務課長 後期基本計画の事後評価、いわゆる検証であります。昨年度既に実施済みでありまして、その結果につきましては、先日開催しました総合計画審議会にお示しをしたところでありまして、検証項目は、基本計画の各節で施策の体系ということに掲げた項目、これは複数の係に係る項目がありますので重複カウントになりますが、全399項目であります。各係ごとに、まず4段階の自己評価を行いまして、その結果について担当係とコンサルとでヒアリングをして、いわゆる目ざろえをするという手法で行ったところでありまして。

○5 番 (松村 利宏) 今、非常に多くな項目を昨年度、毎年やられていると思うんですけども、検証しているということをお聞きしましたが、今年度分含めて総合的にこれを検証する必要があるというふうに思いますが、そのところの今後のロードマップはどのように考えているのか。

○総務課長 第6次計画の策定に向けてのことかというふうに思われますけれども、現在は第6次の基本構想の素案を審議会にお示しし、正式に諮問をしたところでありまして、基本計画は、昨年度、役場の内部で現状と課題及び基本方向について概略をまとめたところでありまして、これからテーマ別のワークショップで施策のアイデアをいただきながら、各係で施策の体系、内容を組み立てまして、検証のときと同様にコンサルを入れてのヒアリングを経まして、8月をめどに基本計画の素案をまとめたというふうに思います。8月以降は月1回のペースで審議会を開催しまして、11月には答申をいただきたいと思っております。その後、議会にお諮りをして決定という流れを想定しております。

○5 番 (松村 利宏) 今説明いただきまして、次の質問のところまでかなり入っているわけでございますけども、このところを今8月までに大体まとめまして、あと月1回の検討を行っていくということを確認いたしました。これは村民、何人か検討委員会のほうに入っているかとは思いますが、そのところはどのように村民のほうの意見を聴取してやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長 検証結果について意見を聴取するということは今までもしてはおりますが、計画の中身といいますか、方向について住民の皆さんの意向を反映させるという手法につきましては、いわゆるアンケート調査とむらづくりワークショップの2つを行ってきたところでありまして、今年度につきましても、素案の段階であります。その基本構想を示しながら、来月2回ワークショップを行いまして、参考となる意見を聴取していくというつもりであります。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたが、先ほどありました項目が非常に多いわけでございますね、それに対して村民のほうにどのように説明をしていくのかということが非常に重要になってくるわけですが、村民への検証結果をどのように説明するというのを考えているのか、ワークショップっていうのが今ありましたけども、そこはないと、次の6次のほうをつくっても、その分析がどのように反映されている

のか、評価がどのように反映されているのかっていうのがよくわからないと思うんですが、村民側からは、その辺についてはどのように考えておられますか。

○総務課長 非常に多数の項目がございますので、個々にご説明をするというのは非常に困難かというふうに思います。

また、ワークショップの中でも、説明をしておりますと、それだけで時間が終わってしまいますので、審議会の中では、いわゆるグラフ的に——グラフといいますか、できるだけ見えやすい形にまとめたものを一般論としてお示しするとともに、審議会の皆さんには各項目の評価内容についてはお示しをしたところでありまして。

いずれにしましても、ワークショップの場で、これから、今どういうことが問題で、どういうふうにしたいのかというご意見を頂戴する中で、そのことを我々はどのように考えてきたということを返していく形でお知らせをしていくということになるかというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたワークショップ、このやり方、それから、その深さっていうのは極めて重要になってくると思っておりますので、このところは回数も含めてしっかりと検証結果を、しっかりと反映、村民に反映できるようにお願いしたいというふうに思っています。

じゃあ、次に具体的などころに入っていきますが、中川村第5次総合計画後期計画は、「村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり」の産業の振興で、生産空間としての村の魅力を最大限に発揮して、既存企業の育成や優良企業の誘致などを進めますとあります。

次に、まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略においては、「地域における仕事と収入の確保」で「長野県が策定を進める地域再生計画と連携し、本社機能の移転及び新增設を行う事業者への支援を行います。」とあり、具体的な施策と重要業績評価指標で「専門性の高い企業誘致」で「長野県が策定を進める「地域再生計画」に企業等の地方拠点強化に係る事業が位置づけられることから、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対する支援のあり方を検討します。」とありますが、これについて具体的にどのような検討を行っていますか。

○村 長 具体的な検討の前に、総合計画に記載されております長野県が策定を進める地域再生計画につきましては、全県下全域を対象とする計画でありまして、県内の設備投資を誘発し、県内経済の再生を図るために支援策を重点的に展開をしていく、これを含めた地域経済の活性化を図るということを目的にしては、具体的には地域再生支援利子補給金による利子補給を行うというものであります。これにつきましては、県内の市町村で同様な記載がされておることとございます。

具体的にどういうことをやってきたかということについて申し上げます。

第5次総合計画の後期の基本計画に記載されております既存事業の育成につきましては、商工業振興条例に記載されている各種施策を行ってきたというのが、これが全てであります。

具体的なものとしましては、商工業振興資金で利子補給と保証金の給付で商工会、

金融機関と連携をいたしまして村の制度資金の貸し出しを行う、また県の制度資金に対しても保証料の給付を行っていくということでもあります。

さらに、投下固定資産税総額が2,700万円を超えない店舗等を含めた新增設に対しましての措置でありますけれども、中川村事業用施設新增設奨励金という制度がございますので、工場以外の店舗、事務所、倉庫、厚生施設等も、これは対象にしておるわけであります。投下固定資産税総額が新設は500万円、増設にあつては300万円を超えるものを対象とし、措置として新增設した部分にかかる初年度の固定資産税相当額を限度に奨励金を交付してきております。最近の実績としましては、固有名詞はちょっと避けさせていただきますが、平成29年度で3件、平成30年度で2件、こういったことを実施して、具体的に進めてきておるということでもあります。

これ以外のものとしては、具体的な記載はないわけではありますが、雇用等の確保として、これ以外にも小規模事業退職者共済制度の補助、就職祝い金、勤労者互助会事業の取り組みなどを行ってきておるということもございます。

新しい施策としましては、実は平成30年度に生産性向上特別措置法という法律ができました。これに基づいて導入促進基本計画を策定いたしまして、中小企業者が最先端設備を導入した場合、措置として固定資産税の課税標準を3年間ゼロにするという措置を行ってきております。対象設備につきましては、種類にもよりますが30万円が対象になっておまして、多くの企業で活用できるというふうに考えております。30年度では4件の申請がございました。

また、工業以外では、新たな起業を支援するための空き店舗等活用推進事業補助金、それですとか、商業の維持発展を目的とした平成30年度に商業振興事業補助金を創設いたしまして商店等の増設や設備の更新に支援を行ってきております。具体的には、そういう件数では30年度では2件ほどございました。

また、直接的な誘致ではございませんが、平成28年度に南田島地区に電子部品工場が移転をしましてまいりました。これ以外に、創業支援計画の策定、村、商工会、金融機関等が連携して創業希望者をサポートするというのも進めてきておるところであります。

記載上は、全県にこれは記載されておるというものでございますので、具体的には、私どもとすれば今細かく申し上げたことを総合戦略に従ってやってきたということでございます。

○5 番 (松村 利宏) 今のところで大きなところの細部のところまで理解することが大体できたという認識であります。

次に、中川村過疎地域自立促進計画っていうのを村でつくっておるわけですが、この中では、同じようなトーン、総合計画から今の総合戦略のトーンから見ていって、「雇用を創出するため、地域の自然的、地理的条件に適応した優良企業の誘致を進めます。」というふうに書いてあります。これについてはどのようなことをされてい

○振興課長 中川村商工業振興条例では、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域に指

定している間、村内に工場を新設し、又は増設する者に対し必要な措置を講じる。」というふうにしております。その措置としましては、新たに固定資産税が課税されることとなる初年度から3年に限り課税を免除することとなっているということで、固定資産総額が2,700万円を超えるものが対象ということで、過疎計画の中にあることによりましてこういう措置が受けられるというものでございます。この措置を受けた案件につきましては、現在の過疎法の計画の28年から現在までで3件でございまして、固定資産税のほうを免除しているような状況でございます。

また、直接的な誘致ではございませんけれども、地元の酒造会社を美しい村連合の縁がありまして伊那市の食品会社が経営を引き継ぎ、施設をリニューアルして販路の拡大をしつつあります。観光の面でも大変に期待をされております。

当村の立地条件や用地確保の面から大きな工場用地っていうのは現実的には難しいわけですが、先ほど村長が申しました支援等々も含めながら、引き続きPRをしながら中川村の立地に合った企業の誘致等を検討していきたいというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今なんでこういうふうに申し上げたかっていうのは、私、総合計画後期計画からずっと、次に総合戦略、さらに過疎地域自立促進計画を全部読みました。それも企業誘致っていうフィルターでかけて読みました。全くばらばらで、よく理解できないんですね。この辺の一貫性をどう評価していくかというのは非常に重要だと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○村 長 まず、村の一番の柱になるのは、おっしゃるとおり総合計画でありまして、その総合計画に基づいて、それと整合を図る形で国土利用計画ですとか、今申し上げたような過疎地域——何だ、過疎計画、こういったものがあるべきでありますので、議員がおっしゃるとおり、それぞれを見たときに、一番総合計画に、それぞれの計画も整合性をとられていなければならないということがありますので、ばらばらであつてよく方向性がわからんっていうことではいけませんので、これから総合計画を中心に、過疎計画等の見直しの時期には整合を図っていく、こういうふうにしてまいりたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 今回答いただいたとおりに、その辺の整合を今後しっかりと図っていただきたいというふうに思います。

じゃあ次にまいります。

先ほど6番議員のほうからも質問があったわけですが、議会は村民との懇談会を昨年11月からことしの4月と、延べ47名ぐらいの方に参加いただき、多くのご意見、ご提案をいただいたところでございます。懇談会では、若者の人口減少対策としては企業の誘致による雇用の確保が必要だという意見が多数ありました。子育て世代の女性は、子どもを保育園に預けた後、保育園の近傍で仕事ができる場所、環境が必要だという意見が多数ありました。現在は共働きが当たり前の時代であり、中川村でも、そういった雇用の確保っていうのは喫緊の課題だというふうに思いますが、いかがですか。

○村 長 企業の誘致がなかなか進まないということに関しましては、製造業に必要な——製造業ですよ、ある程度まとまった面積の土地の確保が難しいということは6番議員の質問でもお答えしたとおりであります。製造業に限らず、今はいろんな意味での働く場が確保しておりますので、そういった意味では、近傍、保育園の近くに働き場所があると、女性も含めて、こういったものがあるっていう、形態は製造業に限らず、ぜひ、そういったものを誘致するなり活用していく方向がよろしいわけではありますけれども、現実的にはそうっておらんとということだけは、私も含めて考えていかなきゃいけないかなあと思っております。

共働きが当たり前となっている今、居住地に近いところに働く場所が確保されれば別なだけけれども、距離がある場所に、ある程度距離のある場所に勤務していたり、あるいはサービス業に従事している場合、こういったところに従事する女性からすれば、保育園で少しでも、例えば遅くまで預かってくれればというふうに考えるのは十分理解できます。しかも、最近の女性、不定期ではあるんでしょうけど、サービス業に従事する方の率が統計的にも非常に多くなっておりますので、こういう皆さんの要望が非常に大きいだらうということは推測としてできるところであります。現在の6時30分までの保育時間の延長、土曜日の保育時間の延長につきましては、延長時間の需要を慎重に見きわめていく。つまり、近くに働く場所を確保するっていうことは非常に難しいとしたら、少しでも遅くまで働いても、なおかつ働けるような条件のある時間帯までお子さんを預かれるようにしてほしいという要望は十分わかるわけありますので、こちら辺については、6番議員のご質問でもお答えしたとおりであります。

ただ、どうしても子どもが少なくなっており、仮に1人2人いたときに、じゃあ、どうやってそれに代えていくのかっていうことも含めて考えていかなければいけない。費用対効果という、先ほどそういう非常に無味乾燥とした言葉を使ってしまったけれども、どうしても経費が非常に発生しますし、当然そこまで働く預かる人も確保しなければいけない、今度はこちら側の働き方の問題もありますので、全体として、そういうことを十分検討していかなければいけないという意味で、6番議員の繰り返しになりますけれども、そういうことでございます。

○5 番 (松村 利宏) 今の国道153号線を見ますと、今書いてありましたけれども、廃屋がたくさん、数個ですけどありますし、国道沿い、たしか30m、両サイド30mは全然問題なく商業地ができるわけですし、さらに荒廃農地はいっぱいありまして、そこは使う人もいませんし、さらに国道沿いは地下水位が高いために水田化もできないところもたくさんあります。そういうところを、今、企業誘致はできないと、できない理由が水が出ないとか地積がないという理由だったわけですけども、そうではなく、そういうところを活用して準備をしとくということは極めて重要だと思うんですが、いかがですか。

○村 長 国道沿線につきましては、筆で農業を進行すべき土地か、あるいは商店ですとか、場合によっては企業、工場、こういったものを土地利用として集めてくるべきかというところで線引きをしてあります。大体筆で分けてありますけど、50m前後——前後

といたしますか、東西で50mの筆かえでもって、ずっと田島、中田島、南田島まで分けてあります。その外側、西側の一部と東側の水田地帯では、農業を振興するために第1種農地として確保して、圃場整備、農道等もつけてきたと、こういう経過があります。議員おっしゃいますとおり、そういう目的で土地利用の線引きをして準備しておりますので、地下水が高いかどうかっちゃうことはともかくとして、空き店舗とい

○5 番 (松村 利宏) さらに、先ほど6番議員から質問があったわけですけども、若い人たちが定住を、移住してくるといふところにおいて、先ほど村長の回答は、バランスよくっていう言い方を最後にはされたと思うんですけども、どういうことかかっていますと、自然がまずあればいいんだと、自然環境がよければいいんだと、それに乗った人が、それがいいと思っている人が中川村に来ていただければいいんだという発言だと、それだけではないですという言い方もあったわけですけども、たしか回答の中に、伊那谷の各市町村のところのいろんなデータを見ますと、定住してくる方たちの意見という、簡単にいろいろ調べますと、自然、子育て支援、空き家——空き家っていうのは、先ほど書いてありましたように村でやっている住宅もいろいろありますけれども、それと、もう一つ、雇用なんですね、この4つがバランスよくなければ若い人たちは来ないと言っているわけですよ。そこをしっかりとバランスよくやっていくことが今後の次の、この10年間、第5次総合計画の評価のところに入ってくるかどうかも含めて、これについてどうでしょうか。

○村 長 働く場所がもう一つの条件であるということは、よくわかりますし、そういう方向でお答えをしてきたところでもあります。

ただ、中川村には、そこに、私はここで働きたいんだ、こういう職場についていうようなところがたくさん確保されているか、選択肢が多いかっていうと、これは、土地利用の制約上もあって、地形上の制約上とかあって、なかなか難しいということでもありますので、私としては、近隣にそのことを求めつつ、今議員もおっしゃってましたけど、じゃあ、そういうところに勤めていながら、実は、中川村に住むと景観はいいですね、景観はよくて、子育てについても非常にきめ細やかな施策で見えてくれるということ、それから、いろんな意味での、ほかと比較しても非常に充実しているという総合判断をしていただきたい。そのための総合判断の手段として、いろんな意味で、これから子育てしやすいですよというところを外に向けてどうやってわかるようにPRするか、例えば土地を買ったり、いろいろ、住むにしても、ほかのところより地価やなんかは圧倒的に安いわけですから、じゃあ、そこでもし仮におうちを建ててくれるとしたら、非常に建てるについても、もっともっとほかのところの市町村より支援があるから決めましょうとか、なかなか若い方がそういうふうにおうちを建てて土地を求めるっていうのが難しいとしたら、今ある空き家を使ったとしたら、じゃあ、それを改修するにしても、こういういいところがあるよっていうこともわかるような

○5 番 PRの仕方をしっかり考えていきたいということでございます。
(松村 利宏) 今、しからは、第5次総合計画の中の企業誘致ってところの含めたところの企業を誘致しますというところの評価っていう観点の一つの対策としては、今後、次に向かっていくためには、土地がないってことはよくわかりますけど、よく見るとそんなことはないわけで、あるわけで、ゾーニングっていう仕方があるんじゃないかと思うんですね。企業誘致するためのゾーニングをあらかじめ計画しておけば、それはそれで全然問題なくできるんじゃないでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

○村 長 これについては、ゾーニングというふうにおっしゃいましたけど、今のところ、もう一遍、土地利用のあり方を見直して、これを国あるいは県としっかり調整を図っていく必要があります。最初から申し上げておりますとおり、都市計画——飯島都市計画の中では、土地利用の区分、区域は区分してありますが、基本的には、それ以外は——それ以外はですよ、もう農業振興地域だもんでがっちり押さえてありますので、ゾーニングを改めてという考え方は、国土利用計画なのかどうかはわかりませんが、そこんところでも考えていく必要はありますけれども、ただ、例えば、何度も申し上げますけど、農振農用地がもうほとんどがっちり固まっているというところで申し上げますと、一つ牧ヶ原です。牧ヶ原について言いますと、実は小和田、小和田から牧ヶ原に取水をして整備をしていくという、その大きなくりの中で農村の施設、農業振興を図るための施設整備をするという前提で補助金をもらって、そこに農地としてこれを維持していくという大きな絵の中に入っちゃっておりますので、なかなかここも外すことは非常に難しいだろうという、個別のことを申し上げますと、そんなような現状があるということだけはご理解いただきたいということです。

○5 番 (松村 利宏) それは大体私も了解は、承知はしているところでございますが、これだけ荒廃農地もどんどん進んでいくという前提を見ると、必ずしもそこだけに追求できる時代ではなくなっているんだろうというふうに考えますので、そこはしっかりとゾーニングっていうのを、村がやる気がなければ、第6次総合計画のほうの反映っていう観点では、企業誘致っていう言葉すら書けないはずなんで、そうすることは、もうおのずから雇用は確保しませんということにつながっていくんだろうというふうに読み取れることになっていくかと思っておりますので、その辺のところもしっかりと評価していただいてやっていくことが重要だと思うんですが、ここはまた次に進めてやっていきますので、こここのところをまた検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、第5次総合計画の基本計画では、基本目標として「誰もが安心して元気に暮らせる村づくり」で障害者自立支援制度の施策の推進を述べています。中川村過疎地域自立促進計画では「精神に障がいのある皆さんの集まれる場所を確保するために、精神障がい者憩いの家事業に取り組みます。」「障がい者が地域で可能な限り自立した生活ができるように、障がい者が共同生活できるグループホームの開設を目指します。」「村内の相談支援の体制の強化を目指します。」とあります。具体的には、障害者福祉

施設地域活動支援として地域活動支援センター整備事業、障害者共同生活施設整備事業を計画していますが、現況と今後の対応についてお聞きします。

○保健福祉課長

地域活動支援センターや障害者共同生活施設、障害者グループホームについては、これまで設置の可否を含めて検討してきました。ですが、運営面とか地域の理解などの問題から、具体的に進んではきませんでした。けれども、障害者グループホームについては、現在、私的に、私的にですが、障害者を受け入れて共同生活をしている方から、今後も安心して生活が送れるようにと、経営を法人化して運営を行いたいという相談がありまして、長年の地域との交流実績から地域の理解が得られるものと考えて、今年度予算でグループホーム開設補助金を計上してきたところです。法人化されて、障害を持つ方々の共同生活の場として円滑に運営されることを期待したいと思っております。

それから、もう一つ、地域活動支援センターについても、民間で組織を立ち上げて開設したいという要望が上がってはおりますが、今後、設置場所や運営方法、行政支援などを含めて検討していきたいと思っております。

○5 番

(松村 利宏) 今ありました地域活動支援センターですが、これは当然、村のほうで音頭をとってやっていただくということが重要だというのはわかっているわけですが、やはり今、障害者、それから高齢者の方、それから、ひきこもりの方も若い人じゃなくて40代以降の人たちが実は多いんですね、若い人たちより。そういう状況を踏まえまして、最近、川崎市でも事件がありましたけども、そういう人たちに対しての、いろんなところでそういう人たちがどういう状況になっているかっていうのを把握して、福祉のほうでやっていただいているわけですけども、地域活動支援センターみたいなところで、そういう人たちがまず来て、まず気安く来られると、みんな考えなくてもさっと来られて、そこで次のステップ、仕事をするためのステップとか、そういうのができる体制っていうのは、その地区ごと、地域ごと、厳密に言うと市町村ごと必要じゃないかというふうに思っています。いろいろ見ていくと中川村だけ、下伊那の奥のほうはわかりませんが、伊那谷では、ひょっとすると中川村だけないという状況で認識しているわけですが、そういうところを今後、今回お聞きいただきましたが、なかなか場所の話とか地域に対する説明とか、いろいろ難しい点があるというのは理解していますが、私いろいろ、厚生委員になりまして、全国というか、5カ所6カ所ぐらい、いろいろの現場を見させていただきまして、最初、地域の人たちは最初「とんでもない。」とか言っていますが、それは、よくよく聞いていくと、地域の人たち、ほとんどのところは協力していただいています。したがって、あと説明の仕方、それからどういうふうに、障害者の方含めて、現況をどういうふうに説明していくかというところが極めて重要かと思っておりますので、その辺は、また、総合計画では載っていますので、それがあと1年しかありません。それも含めてしっかりと実行できるように、我々もしっかりとやっていかにやいけないと思っておりますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、防災・減災、初動対応というところに行かせていただきます。

昨年度から線状降水帯による大雨により大きな被害が発生し、気象庁の災害の出方、また、それから避難の仕方というところが非常に大きな問題になってきたわけですが、気象庁が特別警報の基準の見直しに合わせて特別警報の基準値に到達しそうな、あるいはもう危険度分布で表示していくということになりました。特別警報の基準は、気象業務法で都道府県知事の意見を聞いて定め、公表しなければならないと決まっています。

気象庁によると、新しい特別警報の基準値や危険度分布の表示基準については、地元自治体の理解が得られた地域から順次導入していくということで、もう既にこれは始まっているわけですが、梅雨、台風シーズンに入り、昨年同様、時間当たり雨量が100mmの線状降水帯とかゲリラ豪雨が考えられますが、先ほど聞きましたら、長野地方气象台との連携をとられたというふうに聞いておりますが、実態はどのようにやられて、どういう成果がありましたか。

○総務課長 長野地方气象台との連携につきましては、5月16日に台長さん以下3名の方が来庁されまして、懇談とともに職員向けの研修、勉強会も開催をしていただいたところであります。これは、2年前にもやはり来ていただきまして、台長さんからは講演もしていただいております。定期的な取り組みも続けてきています。

气象台のほうでは今年度から、いわゆるチーム制というものを導入しております。地震・火山チーム、これは全域であります。あと県内を3地域に分けた気象チームということで、計4つの担当チームというものを編成して、日ごろから市町村との連携を深めていくということであります。5月16日には南信地域チームのリーダーの方にも来庁をいただいたところであります。

懇談の中では、昨年度の豪雨時もそうでしたけれども、气象台長と村長との間で携帯電話によるホットラインというものを設けておりまして、今後もそれを活用して、降雨の現況ですとか今後の予測などを踏まえて、いわゆる首長の適切な判断を進言する助言をいただくということを確認してきております。

○5 番 (松村 利宏) 2年前もやられたということで、2年ごと大体やられているということで、非常にいいことだと思います。先ほど3番議員からも同じような質問があり、提案があったと思うんですけれども、これをどんどん続けていただいて、フェース・ツー・フェースでしっかりとやっていただくことが重要だと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それから、気象庁のほうから特別警報をやるための格子、今までは30km四方での予報っていうのをやっていたわけですが、これが10km四方になり、1km四方になって、非常に具体的な警報——警報っていうか、情報を出せるようになったということになっています。これに伴って30分の1の地域だけで特別警報が出せるということになってきています。

天竜川は、先ほど村長から回答ありましたとおり、いろんなところから村に直接、洪水警報を出さずとか出さないとか、小渋川もそうですよね、そういうのがもう確立さ

れているわけですが、中川村には天竜川の東西に小河川がたくさんあります。これについては、小河川ごとの雨量に応じたところのいろんな警報っていうか対応っていうことができることになっているかと思うんですけれども、この中で特に各地区、それから消防団、河川モニターは当然建設省と連携することになるので、村には直接関係ないわけですが、その辺の連携っていうのをどのように考えられていますか。

○総務課長 まず、特別警報ということでありまして、いわゆる大雨の特別警報であります。これは気象庁が発表するものでありまして、御存じかと思いますが、もう通常避難のレベルをはるかに超えた状態ということでありまして、もう、もはや避難という段階ではないというレベルのものかというふうに思います。ということで、村としては、直ちに命を守る行動を要請するしかないということでありまして、具体的にそれがどういう行動かということは、もう個別に判断をいただくしかないというふうに思います。

大雨警報、浸水害の危険度分布につきましては、従来から1キロメッシュでの情報が提供されておったところでありますが、今回新たに、いわゆる土砂災害警戒判定メッシュが1キロで提供されるようになるということでありまして、これまでは5キロメッシュという、どちらかというといわゆる荒い目でありましたので、村では、いわゆる土砂災害警戒情報が発表された場合には、その警戒区域が村の一部であっても全村を対象に避難を呼びかけるということをしてまいりましたが、それが1キロメッシュまで絞られてくるということから、今後は地域を絞った警戒レベルの発令が可能になるので、より何といいますか、現実味のあるものにできるかなというふうに考えておるところであります。

1キロメッシュになることによりまして、地区、消防団、河川モニターの連携のあり方が変わるということは今のところ考えにくいわけでありまして、小河川ごと、それぞれが現状を把握して村にご連絡をいただくということでありまして、大変参考になると思いますが、いわゆる洪水の危険がある状態、また夜になったりしたところで、そういった地域に近づくということ自体、非常に危険でありますので、まずは安全を確保していただいた上での行動をお願いするということでありまして、その上で、先ほど来村長の回答にもありますが、住民の皆さんが自主的に避難ができるように、初期の避難所の設営等にご協力をいただくということになろうかと思います。

○5 番 (松村 利宏) 今の1km四方メッシュのところ細かく情報がわかるというのをご理解いただいているっていうので安心しましたが、それによってできることは、今、消防団、それから地区も含めてなんですけど、特に消防団の方は、今ありましたとおり、大雨、さらに降ってきたときにどの地点で避難するかっていう、今まさに言われたわけですが、そういう管理、消防団を管理している村としては、消防団の避難基準っていうか、そういうのは、今避難するっていうふう言われましたけども、もしくはそういう情報を流すというふうに言われましたけども、そういう観点から見たときは、その避難基準っていうのはどうなんでしょうか。

○総務課長 消防団の避難基準っていうものは定めてございませんが、消防団に出動を要請する

○5 番

のも村側でありますので、その状況を見て、あえて出動させないという選択も当然村側ではしなければならないというふうに思っておるところであります。

(松村 利宏) 全国で今、線状降水帯による洪水被害というのは増えていますので、消防団が、水防団も含めてなんですけども、地区のほうも含めてですけども、その長になった人たちが状況を確認、これ河川モニターも入るわけですけどもね、そういうのを含めて、行く機会が非常に多くなっていくかというふうに思いますので、特に村が管理していきやいけない消防団というようなところにつきましては、万が一の場合に、やはり基準がないと、いろいろの意味で問題になっていくかというふうに思いますので、その辺のところも今後検討していただいて、なければ早急に基準的なものをつくっていただくということが必要かと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、今ありましたメッシュのところ、1km四方のメッシュのところにつきましては、特に中川村は飯島町、松川町に河川が入ってくるところがいっぱいありますので、そことの連携も必要になってくると思います。例えばメッシュのところは細かく中川村の前沢川だったら幾つということが、もう明確になっています。個数も何個も全部あります。そういう観点で、さらに飯島町、近隣の市町村との連携、これもしっかりとっていただきたいというふうに思います。

それから、今4項目の次のところへ入りますが、発令して、もうすぐ避難をするということも4項目のところでは述べているわけですけども、次の質問で、ここでちょっとお願いしたいのは、質問したいのは、昨年、私12月に、7番議員からもありましたけども、地域の防災と、避難っていうところで地域の防災ということをしつかりとやらなきゃいけないっていうことで、防災士、これを養成したほうがいいんじゃないかということで、早速今年度、予算をつけていただきました。今もう3名の方が防災士を取るように選定は終わっています。その方も防災士を取るように、今、総務課長と調整をさせていただいて、予算のほうの執行を含めて、やるように態勢をとりつつあるところがございますので、そういうところ、今いろんな警報の避難のやり方が大分ちょっと早目に、先ほど村長ありました早目に早目にやるということになっておりますので、それも踏まえて、今後、防災士を取ってきた人たちとどういうふうにかかわりながら地域防災を進めていくかという計画のほうっていうか、考え方もしっかりとやっただけであればというふうに思います。

5項目のところは、今4問のところ、先ほど大体回答いただきましたので、次にまいります。

陣馬形の昨年度の来客っていうのは、いろいろ聞いていると、5,000人とか3,000人とか言われていたんですが、どうも1万人近くになっているということで、陣馬形の水洗トイレとか駐車場の拡張等により、さらに、ことしも見ると、もう5月の連休を見ても観光客がどんどん増えているということが期待できているわけですけども、陣馬形までの道路状況、私も歩いたり、道路を車で登ったり、いろいろしているわけですけども、やはり山であるために、舗装整備されていますが、1時間当たりの雨量

が100mm、線状降水帯とかゲリラ豪雨というところになってきますと、道路崩壊が各所に沿ってできるんじゃないかというふうに思っています。

陣馬形の観光客は、5月～11月、最盛期になってくるわけですけども、陣馬形に滞在する観光客の避難指示とか避難勧告、要するに特別警報の発令されたときの態勢っていうのはどのように考えていますか。

○振興課長

特別警報につきましては、気象庁から携帯電話会社、業者のほうを通じて関係するエリアに一斉に配信され、携帯電話やスマートフォンで確認できるというエリア情報があるかと思いますが、警報が出た場合につきましては、それを確認していただいた利用者のほうが今のところは避難小屋のほうに避難していただくというような状況になっております。

村から陣馬形山へ滞在している観光客への情報の伝達手段につきましては、今のところは看板ですとかホームページ、SNSを利用者自身が確認することによって伝わるということで、強制的に情報を伝えるというような仕組みはできていないというのが現状でございます。

台風等の気象情報で事前に把握できるものにつきましては、ホームページやSNSで注意喚起を行っております。場合によっては利用を制限することも必要というふうに考えております。

先日、4月の大雪の際につきましては、ホームページやSNSによる注意喚起を行いながら、また林道のほうを通行止めというような措置をしてきたところでございます。

現時点につきましては、基本的には、上に登っている方につきましては利用者の状況判断と自己責任に委ねるしかないというのが現状でございますが、緊急時の情報発信につきましては、今後、施設の管理運営方法等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○5 番

(松村 利宏) 大きな方向としてはよく考えられていると思いますが、最悪の場合も考えた場合の処置のやり方、そういうのもしっかりと、長野県、その他いろいろなヘリの運用っていうのは極めて重要になってくると思いますので、そういうのも踏まえたやり方っていうのを日ごろから考えておかないと、起きてからじゃあ「え。どうするんだ。どうするんだ。」ということになりますので、そういうところもしっかりと考えておいていただく必要があるというふうに思います。

続いて四徳キャンプ場ですが、昨年度は観光客が9,000人とか1万人訪れているというふうに言われています。現地では、さらに観光客を増加するためにキャンプ場の拡張っていうのをやっているのを現地で確認させていただきましたが、四徳川等の河川内の倒木、それから木とかいろいろ、この辺のところによって、取り除くことによって防災・減災を図るとともに、河川内での川遊びや魚釣りができるようになって、これによってさらに観光客を増やすことができるんじゃないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○振興課長

四徳地区につきましては、昭和36年の三六災害以降、国の直轄治山事業が進められ

てきまして、一定の事業が終了したことから平成 26 年度をもって終了をしております。事業については長野県に移管をされておりますが、必要な治山事業については県のほうに要望を上げているというような状況でございます。

河川内の倒木、立ち木等の防災面につきましては、必要であれば河川管理者である長野県のほうへ要望を上げていく必要があるというふうに思っております。

観光面での河川の活用につきましては、四徳温泉キャンプ場は、ご質問のとおり多くの観光客が訪れ、にぎわっております。今後についても増加すると思われま。キャンプ場内や付近の河川については、川遊びや釣りなどを楽しめ、発展性のあるエリアだというふうには思っております。

また、多少の不便があるのが自然の遊びだというふうには思いますけれども、整備を行う場合につきましては、四徳人会ですとかキャンプ場関係者、また漁協などの関係者の意見を聞いて進める必要があるかなあというふうに思っております。

また、河川管理者との協議も必要というふうに思います。

整備については、村が積極的に事業主体になって行うということは今のところ考えておりませんが、有志などで河川内の整備を行う場合につきましては、河川管理者への協議ですとか、例えば地域発元気づくり支援金等の補助金の申請については村のほうとしても支援できるというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 先ほども陣馬形のところで言いましたが、四徳のほうは、さらに防災っていう観点では河川がたくさんあります。ここは、先ほど総務課長も回答いただきましたが、1キロメッシュがさらに詳しく入っています。ここでの避難対応っていうか、誘導っていうか、これは非常に重要なことになると思いますので、陣馬形は、まだ頂上なんで、下りてこられないっていうのはあるかもしれませんが、四徳は今度、逆にそういうわけにはいかないんで、大洪水っていうのも考えられますので、その辺を含めた計画を、さらに対応をしっかりと詰めていただければというふうに思います。

じゃあ、以上で質問を終わります。

○議長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)。

[午後 4 時 26 分 散会]